

木簡研閱

第一八号

木簡研閱

第一八号



木
簡
學
會

題字
藤枝
晃刻

目次

卷頭言——簡牘研究の今昔—— 永田英正 i

一九九五年出土の木簡

概要
凡例
奈良・平城宮跡
奈良・平城京跡左京三条一坊十五坪
奈良・興福寺旧境内
奈良・藤原宮跡
奈良・藤原京跡
奈良・飛鳥京跡
京都・長岡宮跡
京都・長岡京跡(1)
京都・長岡京跡(2)
國下多美樹・清水みき
岩松保
49 46 32 37 35 32 37 43 51 54 59 60 63 65 67 69 73 76 79

古尾谷知浩 1
古尾谷知浩 8 5
山下信一郎 21
秋山成人 23
山下信一郎 31
寺崎保広 32
寺崎保広 35
大坂・長曾根遺跡
大阪・長原遺跡
大阪・森の宮遺跡
大阪・西天王寺旧境内遺跡
大坂・入佐川遺跡
兵庫・宮内媛監遺跡
兵庫・林布ヶ森遺跡
兵庫・香住エノ田遺跡
潮崎省一
水口富夫
誠
iii

京都・平安宮内酒殿・菴所・侍従所跡辻
大坂・大坂城跡
豆谷浩之・南秀雄・鳥居信子
平田洋司 56
鳥居信子・豆谷浩之
黒田慶一・南秀雄
裕司 51
54

鶴谷和彦
大平茂
西口圭介
加賀見省一
64 63 65 67 69 73 76 79

目次
概要
凡例
奈良・平城宮跡
奈良・平城京跡左京三条一坊十五坪
奈良・興福寺旧境内
奈良・藤原宮跡
奈良・藤原京跡
奈良・飛鳥京跡
京都・長岡宮跡
京都・長岡京跡(1)
京都・長岡京跡(2)
國下多美樹・清水みき
岩松保
49 46 32 37 35 32 37 43 51 54 59 60 63 65 67 69 73 76 79

愛知・大毛池田遺跡	武部 真木
静岡・駿府城三の丸跡	佐藤 正知
静岡・御所之内遺跡	岩田 智穂
静岡・蘿山反射炉	83
山梨・大師東丹保遺跡	84
山梨・甲府城関係遺跡	87
神奈川・居村B遺跡	88
神奈川・北条小町邸跡	89
滋賀・宮町遺跡	91
滋賀・南滋賀遺跡	92
滋賀・西河原森ノ内遺跡	93
長野・屋代遺跡群	94
長野・大猿田遺跡	95
宮城・山王遺跡	96
宮城・市川橋遺跡	97
岩手・志羅山遺跡	98
福井・西太郎丸遺跡	99

富水富士雄・三上喜孝	武部 真木
間 阳一郎	佐藤 正知
小林 健二	岩田 智穂
平塚 洋一	83
鈴木良章・柴原永遠男	84
青山 均	87
山田謙吾・山尾幸久	88
寺 内 隆夫	89
大越道正・平川 南	91
千葉 孝弥	92
流川 ちかこ	93
武田 健市	94
菅原 計二	95
中臣 順	96

新潟・寺町遺跡	石川 磐部カンダ遺跡
新潟・佐渡金山遺跡	石川 橫江莊遺跡
鳥取・桂見遺跡	石川 加茂遺跡
鳥取・岩吉遺跡	富山 豊田大坂遺跡
鳥取・米子城跡八遺跡	富山 宮町遺跡
広島・山崎一号遺跡	富山 五社遺跡
山口・長登銅山跡	富山 豊田大坂遺跡
福岡・小倉城跡	石川 橫江莊遺跡
福岡・大宰府跡	石川 加茂遺跡
福岡・吳服町遺跡	石川 加茂遺跡
大分・下林遺跡IV区	石川 加茂遺跡
宮崎・昌明寺遺跡	石川 加茂遺跡

谷 口 俊治	三浦純夫・森田喜久男
高橋 浩樹	堀沢祐一
立川 敏之	古川知明
池田 善文	横山和美・山元祐人
山田 真宏	138
牧本 哲雄	136
大石 昇・古賀正美	140
井上信正・中島恒次郎	143
石井 扶美子	146
中野 和浩	147
小倉 正五	148
192 189 187 181 178 174 170 168 164 155 154 154 153 152 151 149 146 145 144 143 142 141 140 139 138 137 136 135 134	134

一九七七年以前出土の木簡（一八）	川上 元	194
長野・塙田城跡		
ノヴゴロド白桦文書	B. J. ヤニン 松木栄三訳	
長屋王家木簡三題	森 公章	
算木と古代実務官人	鈴木景二	
書評 沖森卓也・佐藤信著『上代木簡資料集成』	大隅清陽	
彙 報	柳木謙周	
編集後記	鎌田元一	
コラム		
西日本出土の漆紙文書	(古尾谷知浩)	
長岡京左京第三七三次調査（二条二坊八町）出土の漆紙文書	(清水みき)	
細長い角柱状に作り替えられた木簡	(渡辺晃宏)	
二条大路木簡の呪文	(大形 謙)	
団体会員制の導入について		
電子メールのアドレスについて		
木簡学会会則		

凡例

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、原則として积文の右傍に付し、本文に書き換えるべき文字を含む場合。

右以外の校訂註および説明註。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に「」を付し原字を上の要領で右傍に示す。

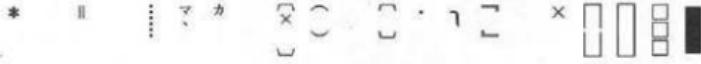
筆者・編者が加えた註で要間の残るもの。

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

粗版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかつた場合、行末・行初についたもの。

- 遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。
- 积文の漢字はおむね現行常用字体に改めたが、「實」「設」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「井」「季」「林」などについてのみ使用した。
- 积文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。
- 积文に加えた符号は次の通りである（六頁第1圖参照）。
 - 「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。
 - 「」 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。
 - 「」 抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。
 - 穿孔のあることを示す。



一、地形図は原則として国土地理院発行の五万分の一地形図を使用し、図幅名を()内に示した。地図中の▼は木簡の出土地点。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つきの一八型式からなる(七頁第2圖参照)。

011型式 短冊型。

015型式 短冊型で、側面に孔を穿つたもの。

019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式 小形矩形のもの。

023型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいためたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいためたもの。

035型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

041型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つたもの。

045型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みを入れたもの。

049型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端

は折損・腐蝕などによって原形が失われたもの。

051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

055型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061型式 用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。

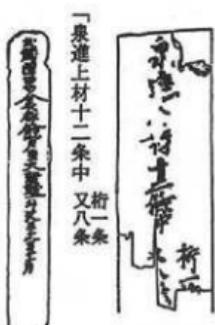
065型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

081型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

(2)型式 削屑。

なお、中・近世木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、注記を省略する場合がある。

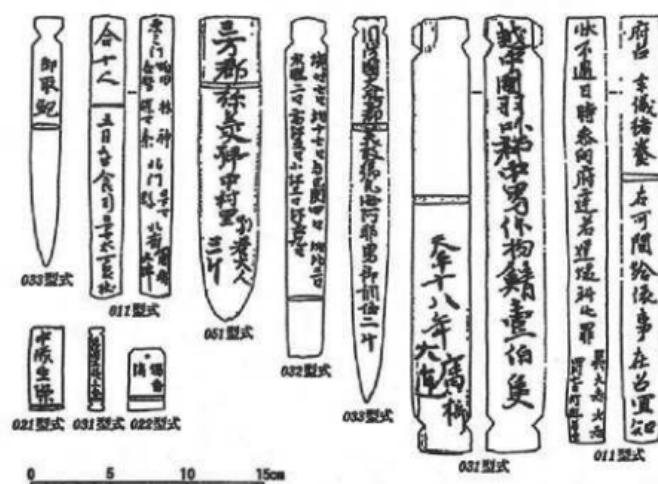
吉良健房の印
×位下財源人安万昌
行夜使仍注故移



「く武藏國男矣郡余戸里大賀戸一斗天平十八年十一月」

第1図 木簡釈文の表記法

1995年出土の木箇



第2図 木箇の形態分類



043型式

木簡学会役員（一九九五・九六年度）

会長 犬野 久
副会長 佐藤 宗諱
委員 綾村 宏

町田 章

鎌田 元一

石上 英一
柳木 謙周
清水 みき
永田 英正

榮原水遠男
鶴野 和己

西山 良平
松下 正司

大隅 清陽
鶴見 泰寿
西村さとみ
吉川 真司

鶴森 浩幸
寺崎 保広
古尾谷知浩
吉川 敏子

幹監事
事

渡辺 山下信一郎
土橋 景二
鈴木 誠
山中 敏史
笠山 晴生
今津 勝紀

和田 幸
八木 充
平川 南
吉川 真司

吉川 真司
吉川 敏子

奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町
2 調査期間 第二五〇・二五九次調査 一九九五年(平7)四月
3 発掘機関 奈良國立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
4 調査担当者 代表 町田 章
5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 今回の調査は、一九九三年度の第二四一次調査に続き、駐車場拡張に伴う調査である。調査区は内裏の東方に位置し、第三・一八二・二四一次調査区の南にある。これらの調査で、酒甕を掘えたとみられる穴を内部にもつ建物・井戸などが検出されたことや、造酒司關係の内容をもつ木簡や墨書き土器が出土したことから、この地区は造酒司跡であると推定している(奈良國立文化財研究所「平城宮木簡」(解説)、「一九九三年度平城宮跡発掘調査報告書」、本誌一六号などを参照)。
- 調査区は、造酒司地区の南端部及びその南を東西に走る宮内道路にある。検出した主な遺構は、掘立柱建物一五棟、門二棟、築地

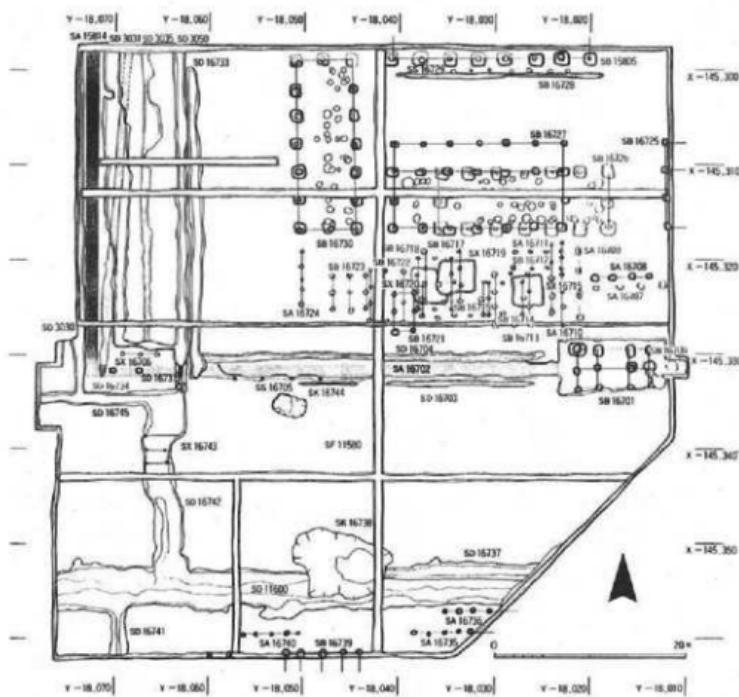
界二条、掘立柱界九条、溝一四条、道路二条などである。

造酒司内の遺構は三時期に大別でき、今回の調査でも壊壊え付け穴を伴う建物を検出した。また、造酒司の区画の南限、西限の築地塙及び南面築地に開く門(奈良時代前半の掘立柱築門を奈良時代後半に位置を西へずらして礎石建ち八脚門に建て替えた)の位置が明らかになった。このことで造酒司の南北長が約一二五mと確定し、西面築地と南門の心々距離が奈良時代前半は約五九m、後半が約五五mであることが判明するなど、造酒司の平面規模を考える上で重要な知見が得られた。次に造酒司の南では幅約一五mの宮内道路SF一一五八〇及びその南側溝SD一六〇〇、SD一六〇〇の北肩を切る土坑SK一六七三八、宮内道路を横切る南北溝SD一六七四一、これにかけられた橋SX一六七四三などを検出した。

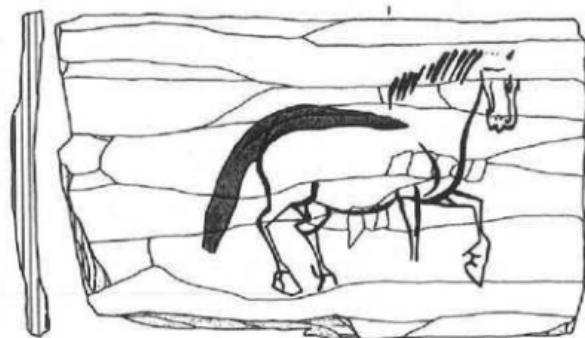
木簡は計一九五六点出土した。造酒司内では区画内の西端を南流する溝SD三〇三五及びSD一六七三三から各一点が出土した。宮内道路部では道路を横切る南北溝SD一六七四二から二七点(うち削屑二五点)、道路南側溝SD一六〇〇から一八〇八点(うち削屑二四五九点)出土したほか、出土遺構不明の削屑一九点がある。

このうち南北溝SD一六七四二は幅約三・五m深さ約〇・七mを測る。このSD一六七四二の北端では、西から道路北側溝SD一六七四五が取りつき、北からは造酒司内の排水を南面築地下を通る木樋暗渠によつて南へ排出するための溝SD一六七三二が

1995年出土の木簡



第250・259次調査遺構図



SK16738出土絵馬

流れ込んでいる。このため出土木簡の中には造酒司内から流出してきたものも含まれる可能性がある。

宮内道路南側溝SD-1-600は現状で幅約五m深さ約一mに及

ぶ大規模な溝であり、西へ向かって流れている。溝の堆積状況は下

層から小雑混灰褐色砂、暗灰粘質土、灰褐色粗砂中には場所

灰粘質土となつており、このうち暗灰粘質土と灰褐色粗砂中には場所

により木屑を多く含む層がみられた。木簡は主として暗灰粘質土、

灰褐色粗砂、木屑層から出土した。このSD-1-600については今

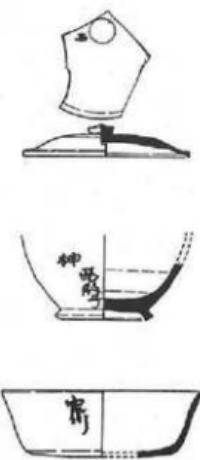
回の調査区の西延長部を第一五四次調査で検出している。(平

でも宝亀七年(七七六)の年紀をもつ木簡などが出土している(平

城宮発掘調査出土木簡概報)一七一九八四年)。今回の調査では主と

して奈良時代末にあたる平城宮土器編年Vに属する土器や、鳥形鏡、

人形、舟車、輪廻などが出土した。木簡のほか、文字資料として墨



SD-11600出土
墨書き土器

書土器「田」「西」「西宅」「神/西殿子」「申荷」「御」「酒」「酒司」
更「四日大風/□廿七」や、漆紙文書などがある。また、土坑SK
一六七三八からは絵馬が二点出土した。

南北溝SD-303五

8 木簡の祝文・内容

(1) 「丹後國加佐郡□太經□□

(170)×23×4 039

南北溝SD-1-673三

(2) ×鹿郡上郷二□部〔野^カ〕^ノ△V

(127)×17×7 039

(2) は丹波國何鹿郡か。

南北溝SD-1-674二

「不能求食□□□□□

(129)×(14)×2 081

(4) 「一□ □□一入〔伍^カ〕
・ □ □錢一□

111×24×8 011

(5) 「十一月 正月 二月 三月

(171)×12×3 019

(6) 「若狭國三方郡〔乃止^カ〕〔伍^カ〕
□□郷□里 □□V

240×(15)×4 031

- (7) 「 [作物] 受五斗貝百十四隻」
203×17×4 033
- (3)は文書の一都か。年代を示すものとして郷里制下の(6)がある。
宮内道路南側溝SD一六〇〇
- (8) 「主膳監解 申宿侍二人 安都郡方呂
高橋山守
十一月廿二日奉一萬」
327×37×3 011*
- (9) 「 [膳監] 解 申宿侍二人 多米縣麻呂
安都郡方呂
十一月廿三日奉一萬」
399×39×4 011
- (10) 「主馬署解
十一月廿二日奉一萬」
(69)×(17)×1 081
- (11) 「御書所宿壬生塩代
五月廿二日」
275×19×4 011
- (12) 「奈良宮遷抄
右□ [件]」
171)×(18)×6 081
- (13) 「縫 御服所請鰐宅拾陸隻
小錦一升 安倍麻女
郡努輝田 已上四人日料依命歸」
326×32×3 011*
- (14) 「綾所請醫経漆合 人七口料 四月十日別当物マ弟益」
219×32×3 011*
- (15) 「行少属三鶴大調」
270×30×3 011*
- (16) 「御頭所柏廿把 史生禪田友勝
五月十三日酒部宅雜」
255×34×2 011
- (17) 「人給所謂骨海藻或升 官人御料
六月四日」
235×35×4 011*
- (18) 「人給所謂堅魚煎合 御薬料 □月廿日
「 五□ [直錢] 一貫五百卅五文 □」
(246)×(15)×1 081
- (19) 「人給所謂荒炭一斗 老骨料 柏六把。」
193×24×3 011
- (20) 「五月廿二日勝安麻呂
別当史生阿門
326×32×3 011*

20 「人給所」

21 「請飯式升 日下マ伊加知〔科カ〕」

八月廿一日」

12

22 「内作物所」

(96)×(12)×4 051

国助

889×203×4 011

23 「所謂飯四升半「混混」」

(72)×29×2 019

「請飯式升服橋」

(27)×28×2 019

24 「小稻申」

(25)×(16)×2 081

「請食」升土師未經

148×(18)×3 061

25 「〔請方〕」

(130)×(10)×5 081

「急忙」^{忽忙}「忽忙」^{忽忙}「忽忙」^{忽忙}

(148)×(18)×3 061

26 「〔文字ノ習書〕」

(25)×(16)×2 081

「請折櫻壹合 鏡形隠X

(161)×(25)×1 061

27 「〔行史生〕」

(25)×(16)×2 081

「行史生」

(161)×(25)×1 061

28 「〔相替器參拾〕」

(161)×(25)×1 061

「相替器參拾」

(161)×(25)×1 061

29 「〔合器參拾〕」

(161)×(25)×1 061

「合器參拾」

(161)×(25)×1 061

30 「〔主為用〕」

(161)×(25)×1 061

「主為用」

(161)×(25)×1 061

31 「〔御料禁請〕」

(161)×(25)×1 061

「御料禁請」

(161)×(25)×1 061

32 「〔盤五口〕」

(161)×(25)×1 061

「盤五口」

(161)×(25)×1 061

33 「〔合冊五口〕」

(161)×(25)×1 061

「合冊五口」

(161)×(25)×1 061

34 「〔右依〕」

(161)×(25)×1 061

「右依」

(161)×(25)×1 061

35 「〔御環大。〕」

(161)×(25)×1 061

「御環大。」

(161)×(25)×1 061

36 「〔充國助〕」

(161)×(25)×1 061

「充國助」

(161)×(25)×1 061

37 「〔三月十八日高橋毛人麻豆〕」

(260)×(15)×3 081

「三月十八日高橋毛人麻豆」

(260)×(15)×3 081

282×23×3 011*

34. 「^上_下」^左_右十九口
「^左_右三口故」^前_後合卅四口
机前〔^鋪〕_上 (174)×(30)×5 081
35. □ 三月廿三日 高橋毛人麻口
〔^{正月}〕_上 (25)×24×1 081
36. 片佐良甘
〔^少〕_上 (174)×(30)×5 081
37. 「衛士四人給夕食」^口
「判大進 十三日 小口」^(X1)
「間食」^{一升} 芙田四藤 四月五日
「判大伴少進 充國助」[」]
〔^{正月}〕_上 (144)×28×2 081
38. 「間食壹升給出房從之」[」]
〔^{正月}〕_上 (169)×28×2 019
39. 「用代給飯四升半 秦」[」]
〔^{正月}〕_上 (113)×19×3 019
40. 右□務所作
十四日□量口
申〔^{請請}〕_上 (124)×20×4 081
41. □_上 (177)×(6)×4 081
42. 大伴進三升
〔^大〕_上 (28)×(6)×4 081
43. 片佐良甘
〔^少〕_上 (174)×(30)×5 081
44. 「大炊」[」]
〔^{正月}〕_上 (266)×(9)×8 081
45. 国万呂 千嶋 国持 大雀
「山田人内職」[」]
人賣龟四〔^年〕_上 (73)×(142)×3 081
46. 初 大私福万一
栗田大夫〔^所〕_上 (62)×(11)×2 081
47. 「^上_人」[」]
堤鷲根華 (42)×(8)×2 081
48. 「^上_人」[」]
堤鷲根華 (124)×28×5 011
49. 「^上_人」[」]
堤鷲根華 (28)×(11)×1 081
50. 大伴進三升
〔^升〕_上 (45)×(22)×1 081

52 采女三升 [大伴カ] [三升*]
[口 口 口]

(183)×16×2 059

美農國厚見郡白米五斗
(アメノウノクヒシミコブハラメゴト)

[口 口 口]

(98)×(6)×2 081

「▽若狭國三方郡耳郷戸主丸部真前▽」

191×(16)×3 031

53 「▽糯米五斗一升 [春カ] 斗三升 大豆二斗八合小麦上同

「▽丹波カ 斗▽」

247×22×6 031

胡麻子一斗三升△小豆二斗八合油二升六合

「▽出雲國楯山沼田郷

(124)×(24)×5 039

[口 口 口 口 口 口 口 口]

22×36×1 011

「▽磨國海カ」

(163)×(24)×4 031

54 前 [後カ] 升五合□□

(85)×27×1 081

「▽重合△」

(49)×(10)×3 081

55 天平十四年

「▽重合△」

(49)×(10)×3 081

56 [宝龟カ] □□四年四月十六日□□

(63)×16×2 081

「△重合△」

(116)×(24)×4 081

57 閏十一月十八日田□□□□

(63)×16×2 081

「△重合△」

(116)×(24)×4 081

58 [高カ] [春カ] 安郡□米

(59)×(21)×5 081

「△重合△」

(170)×(14)×2 081

59 「△參河國播豆郡折鴟海部供奉□□▽」

(59)×(21)×5 081

「△重合△」

(177)×26×5 089

60 「△伊豆國那賀郡那珂郷戸主矢田マ人成調龜堅魚拾壹斤拾兩

(59)×(15)×6 089

「△重合△」

342×20×4 031

延暦元年十月十日

字連マ得足 専當郡司擾領外正七位上膳臣山守

「△備中」

(59)×(15)×6 089

70	「▽浅□郡川村□□」	(157)×17×4 059	81	「大推子」	79×10×3 051
71	「安那郡高迫郷千×	(84)×22×4 019	82	□衛士府宿□	091
72	御調郡白米五斗	(124)×(5)×3 081	83	〔衛士□府カ〕	091
73	「▽桜間郷日下マ国万呂小豆五斗 □□□」 209×25×3 032		84	中衛	091
74	「▽岐国寒川郡造太郷精米五斗」 〔田脱カ〕	(169)×14×3 033	85	近衛徒 □衛士大志□	091
75	「▽讃岐国山郡二谷郷凡直小野□」 〔足カ〕	(94)×17×3 019	86	命婦	091
76	「▽讃岐国那珂□川郷□」 〔足カ〕	(85)×21×5 089	87	大伴	091
77	「▽讃岐国三野郡勝間郷稻米□×▽」 〔足カ〕	128×15×5 031	88	大原史魚次	091
78	「伊予国周敷郡田乃郷」 〔荒木首真鳥一俵〕	159×25×4 051	89	□上賀茂雄羅	091
79	中村郷戸主九マ今赤戸口真魚女米五斗 (204)×25×5 061		90	車持朝臣年	091
80	・▽郡御野郷守部思人調塙三斗▽		91		091
81	・▽長□□□犬	▽」 (206)×39×6 031	92	□ 河内国十三斛	091
82	参河国□		93	□龟四□	091

寮飯九斗(五)
〔三月廿二日〕

四月五日 「国助」

五日中官女(五)

80

年紀の記載としては、86の宝亀四年（七七三）、87の天平一四年（七四二）、88の（宝亀）四年、初の延暦元年（七八一）、89の延暦二年、90の延暦三年、91の□亀四□、92の延暦がみえる（このうち、木簡作成年を示すことが明白なものは86と90のみ）。なお、86に「閏十一月」とあるが、これが存在する年は奈良時代では靈亀二年、天平七年、宝亀四年だけである。天平一四年のものだけが突出して古いが、出土位置が南北溝SD一六七四二が北から合流する地点より西、すなわち下流であり、北から流れてきて混入したものである可能性がある。このため、この一点を除外して考えると、他は奈良時代末から長岡京遷都（延暦三年一月）直前の年紀を示し、他の遺物の年代観と矛盾しない。

第二のものとして、「所」などからの食料・食膳具請求文書がある。典型的な例（84、85など）では日下に請求する側の「所」の別当などの名が記され、裏面にこの請求に対し四等官、史生などが判（二行の表記もある）を加え、決裁を行なっている。なお、83は「羅御服所」が管下の四人の女性に支給するための魚を請求したのであるが、裏面に四等官の判はない。あるいは本文中に命婦の宣により請求する旨が明記されているため、判が必要なかつたのかも知れない。

内容をみると全体として文書木簡の割合が高いことが指摘できるが、この文書木簡はさらに内容上二つのグループに分けられる。第一のものは、春宮坊に対して被官官司から出された解である（89）

さて、この四等官が所属する官司は、判官、主典の表記が「進」であることから、職クラスであることがわかる。また、85に判を加えて「林浦海」は「続日本紀」延暦四年六月辛巳条に皇

后宮少属としてみえ、²⁴に見える「少進安倍」は同日条の皇后宮少進安倍・広津麻呂と一致する。以上のことから、これらの「所」は桓武天皇の皇后藤原乙牟瀬（延暦二年四月一八日立后）の皇后宮職の下部組織である可能性が高い。この木簡群は複数の「所」からの文書を含んでいるため、皇后宮職本体あるいはその中の食料担当部局から廃棄されたのである。そうであるならば、食料請求木簡は判のないものも含め、皇后宮職の下部組織からの請求文書であると考えてよかろう。

次に、この一群の食料請求木簡から指摘できる点を列挙したい。

まず、これらの文書から、先述した通り官司内における食料請求、支給事務を復原することができる。これに関して言えば、²⁴四箇のよう、本文の一部や判の部分を抹消している例や、²⁴のように数量の部分に「封」と重ね書きしている例などがある。これが事務手続きの中でどの段階で行なわれたのかは不明であるが、食料支給事務が完了した時点で再利用を防ぐためになされた可能性がある。これらの例は請求物品が塩・芋奴汁（不明）に限られているが、食料の請求から支給に至る事務を考える上で興味深い資料である。

第二点目として、皇后宮職の下部組織としての様々な「所」の存在を知ることができるという点が挙げられる。食料を請求している「所」をみると、²⁴の「縫御服所」、²⁴の「被所」、²⁴の「御賄所」、²⁴の「人入所」などがある。このほか²⁴には「泉遣使」

がみえる。また、「所」の名を明記しないものも多数存在するが、このうち²⁷³³³⁷初には日下に署名したり食料などを充てられている「團助」なる人物が共通してみえ、また食器を請求あるいは進上する³³³⁴の日下にはいずれも「高橋毛人麻呂」の名がある。したがつてこれらは同一の部局に開わる文書であったことが推定できる。³³に「衝坏」という文言があることからすれば、本主たる皇后の直近で奉仕する部局であろうか。

このほかの「所」として、²⁴の「御書所」、²⁴の「内作物所」がある。但し、²⁴は宿帳報告文書であり、他の主膳監解と同様に春官坊に開わる可能性がある。また「内作物所」については、他の「所」には「内」の表記がないのに対し、これだけ「内」と断つており、これは内裏の作物所を皇后宮職の「所」と区別するためかもしれない。そこで、これらは皇后宮職管下の「所」からは除外したい。

いずれにしてもこれらからは様々な「所」の名が知られ、皇后宮職の下部機構の具体像を窺うことができる。従来、皇后宮職の研究は、正倉院文書に豊富な史料が残存していることもあって光明皇后のそれに集中していたが、今回の調査で新たな史料が得られた意義は大きい。なお²⁴に見える「内作物所」が「西宮記」卷八、所々事に記載のある内裏の作物所につながるものであるとすると、この作物所の初見史料となる。平安宮出土の「内酒殿」の木簡（本誌五

更」とともに内裏周辺に展開した所の研究に資することになる。

皇后宮に関連してつけ加えるならば、衛士に夕食を支給する文書のほか、衛府に関する内容を持つ削骨屑¹—86がある。これらは皇后宮を衛府が警備したことを窺わせる資料である。

次に賃進物付札については、西海道以外の畿内六道にわたって国名がみえることが指摘できる。中でも、參河の贊²や伊豆の堅魚³の付札がみえること、唐妓のものが四点と多いことが注意される。但し、米の付札の中には南北溝SD一六七四二の上流にある造酒司内から流出したものが混入している可能性もある。

最後に今回の調査で出土した木簡を廃棄した機関について触れておきたい。春宮坊関係の木簡が出土したこと、奈良時代末に春宮坊が今回の調査区の近くにあったことが推定できる。かつて平城宮東南隅を調査した第三二次調査で、宮内の排水のための南北溝SD三四一〇、宮南面外堀かつ二条大路北側溝であるSD一二五〇、宮東面外堀かつ東一坊大路西側溝であるSD四九五一などから今回のものと類似する木簡が出土し、また、第三二次調査区の北方にある第一〇四次調査区でも、SD四九五一の上流部にあたると考えられる南北溝SD三三六から同様の木簡が出土している。このことから、これらSD三四一〇・四九五一・三三六などの上流すなわち北方に春宮坊が所在することを推定したが(『平城宮木簡三(解説)』一九八一年)、今回の調査でその可能性がさらに高まつた。

しかし、具体的に春宮坊に比定し得る建物の遺構は検出されておらず、その位置は今後の調査の成果を持って考える必要がある。

また、藤原乙牟瀬の皇后宮職関係の木簡が出土したことと、皇后宮職の少なくとも一部の機関が今回の調査区の近くにあったことが窺える。ちなみに、「平城宮発掘調査報告XIII」(一九九一年)で、光仁天皇の皇后井上内義王や桓武天皇の皇后藤原乙牟瀬の宮は内裏内部に営まれたと推定したが、奈良時代末の皇后宮のあり方については、皇后の居所と皇后宮職の曹司との関係も視野にいれて考察を深める必要がある。また、春宮坊関係木簡と皇后宮職関係木簡が共伴したことの意味も、今後検討すべき課題である。

なお、宮内道路南側溝SD一一六〇〇からは漆紙文書も一点出土したのでここで付言する。

×□十二

〔伍^カ〕

×□拾參歩

得二町一段百八十

×□拾肆歩

得二段一百五十一

×段伯廿參歩

得九段

×□拾肆歩

得二町五段□

×拾伍歩

得二町五段□

×□拾一

得九段

×□拾一

得一町五段□

本文書は、漆付着面を外側に四ツ折にして廃棄されていたが、展開すると直径約一六mmの円形に復原できる。大きさ、縁辺部の形状からみて、漆液を大きな容器から取り分けてパレットとして用いた皿または杯状の土器の蓋紙であろう。墨痕はオモテ面（漆の付着していない面）に六行、五一文字確認できる。行間は二・一四、字の大きさは本文で約一・〇四一〇・八mm四方、双行部で約〇・九mm四方である。縦横の界線が確認されるが、界幅は現状では測定が困難である。本文は楷書体で大数字を、双行部は行書体で小数字を用いる。界線の存在、楷書体・大数字の使用、宮内からの出土、などの条件から、國からの京進文書とみてよかろう。なお、表面には茶褐色の方格状を呈する幅約二mmの線が認められる。大きさ、形状からみて国印の印影の一部として矛盾はないが、顯微鏡及びX線による観察によつてもここに顕料は確認できなかつた。今後の検討に課題を残す。また、紙背の状況は不明である。

内容は田積を列記し、それぞれの下に双行で「損」（損田）「得」（得田）の内訳を記す。得田は町段歩単位で田積を記すが、損田は一二・二三のみしか記載がなく、損率（二分・三分）の意味である。なお、一一四行目の得田積が三六歩の整数倍になつてゐることが注意される。現存する帳簿の中では、天平一二年越江園浜名郡帳租帳（『大日本古文書』「編年文書」一一五八）の損戸の央名部が類似した形態と内容をもち、延喜主税式租帳条の記載もほぼ同様である。

本文書は租帳としての要件は満たしていると考えられるので、一応租帳文書としておくことができる。しかし本文書は得田積を基準に記載している点で損田積を基準とする他の例と異なり、また、汎名郡帳租帳では損田・得田積が一四歩の整数倍で、田租一束あたりの田積が計算の基準になつてゐるのに対し、本文書が三六歩を基準としていることと田租計算上整数値にならず、租帳としては不自然な点もあるため、なお検討を要する。

9 関係文献

本文書の調査にあたつては京都大学の鎌田元一氏のご教示を得た。

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九六」（一九九七年刊行予定）

同「一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」（一九九六年）

同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三三一（一九九六年）

（古尾谷知造）



平城宮調査位置図



(奈良)
面が開放しておらず、東西
棟で閉じられた構造である

奈良・平城京跡左京三条一坊十五坪

ことは、明日香村石神遺跡や飛鳥雷丘北方遺跡などに類例を見るだけあって、今回の調査で瓦塊が多く出土したこととともに、本遺構の特殊な性格を示唆するものである。

- 1 所在地 奈良市二条大路南二丁目
- 2 調査期間 第二六六次調査 一九九六年(平成8) 1月1~3月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章

- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代・奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査区は平城京左京三条一坊十五坪の東北部にある。既に第

一一八一八次・一二三〇次調査及び奈良市第九四次調査によつて、

十五坪・十六坪が奈良時代

を通じて一体として利用さ

れたこと、十五坪の中心部

には三棟の大體東西棟建物

があり、その両側に南北棟

建物が対称に位置すること

が知られている。正殿の前

が作られ、その後もなく廃絶し、不要の木簡が廃棄されたと思

われる。

出土木簡は五点である(うち削層三点)。古墳時代の堅穴住居の中
央部分を破壊する恰好で掘られた円形井戸SE六六九〇の抜き取り
痕跡から出土した。井戸の深さは、遺構検出面から底まで三寸で、
底には厚さ〇・一五mのバラス層があり、その上に木枠が横組みで
組まれていたと思われるが、枠板はすべて抜き取られていた。

同抜き取り痕跡からは、他に多数の土器・大型の未使用の鋏先が
出土した。土器はすべて平城宮土器編年第II期(七一五~七三〇年)
にあたる。そのうち土師器鉢の一点には、その把手上の肩部に横向
きで「特女」、別の土師器鉢の底には「手布利」の墨書きがある。

和銅四年(七一)の年紀を持つ木簡と、平城宮土器IIに当たる
土器とが、抜き取りから出土したことから、本井戸は奈良時代の初
期に作られ、その後もなく廃絶し、不要の木簡が廃棄されたと思

(1) 「。奉上木三百一材
・「。和銅四年二月五日

(176) × 30 × 2
019

(2) 「奉上」
・「[名古カ]」

(88) × 45 × 3
011

(3) □□□
(4) □□□
(5) □□□

091
091

(1) は、上端は削って調整。右側面は上部五分の一が削れ、左側面は角が僅かに割れていますが、それより下部は原形を保つ。下端は折れ。表面の第四字は「情」の上に「三」を重書する。本木簡は、材木の進上状で、年紀は平城遷都の翌年である。平城京造営との関連も想定される。

(2) は、上端・左側面は削って調整。右側面は上部三分の一は削つて調整。それより下は削れ。下端は切り込みを入れ折つているのみで、それ以上の調整はしていない。墨痕は表裏ともにすこぶる明瞭で、表第一字目は上端部からすぐ始まるが、二字目は、木簡左端から中央部にかけて、文字面が刀子で縱方向に削られているため、左

半分を欠失。そのためか第三文字目以下は確認し得ない。表面の記載から、本木簡は何らかの物資の進上状と思われ、恐らく(1)と同様、木材進上に関するものと考えられる。裏面の別筆の文字は、上端部に小さく表と天地逆に書かれている。表とは無関係の習書であろうが、「忌」の字は「忘」の字である可能性もある。

なお、(1)(2)に共通してみえる進上を意味する語彙「奉上」の用例は木簡では他に、「余賀十把 奉上人多治比速縣」(「平城京木簡」)「八四号」、「此皇后宮復急奉上」(「勢狭遺跡」、本誌一號)が知られる程度である点、やや注目される。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九九六」

(一九九七年刊行予定)

同「一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」(一九九六

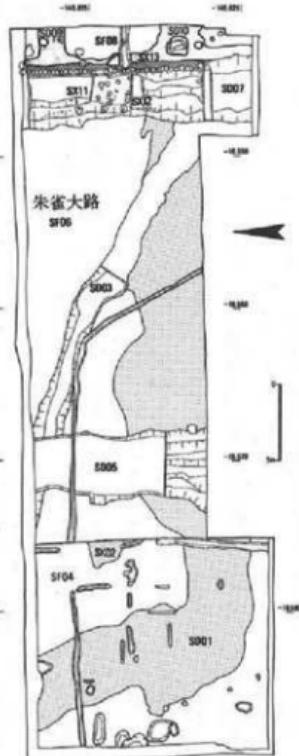
年)
同「平城宮発掘調査出土木簡概報」三三一(一九九六年)

(山下信一郎)

1995年出土の木簡



(奈良・桜井)



発掘区全体図

奈良・平城京跡

本調査は分譲住宅建設に伴う事前発掘調査である。調査地は平城京の朱雀大路と四条条間路の交差点に相当する。

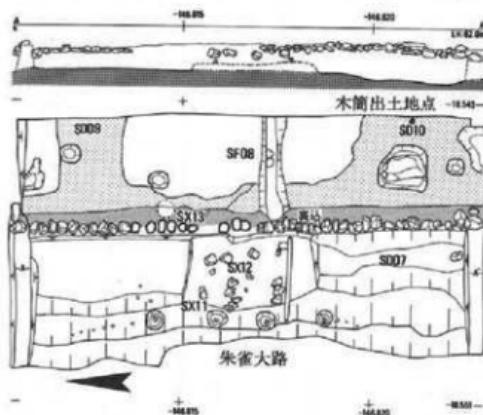
- 1 所在地 奈良市四条大路三丁目
- 2 調査期間 一九九五年（平成7年）四月～六月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会・奈良市埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 秋山成人
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 菩生時代・七世紀～九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査の結果、朱雀大路及びその東側溝、四条条間路及びその南北両側溝、朱雀大路と四条条間路の交差部で橋の存在を確認した。また朱雀大路路面にて下ツ道とその東側溝、北から東へL字状に曲がる弥生時代前期末の溝、北西から南東へ斜行する弥生時代後期の溝を検出した。

朱雀大路SFO六は路面幅約四一・五m分を検出した。路面舗装などは認められない。朱雀大路東側溝SDO七は堆積状況から、大きく二時期に分かれる。当初の溝SDO七Aは護岸施設をもたず、幅七・一五m以上、検出面からの深さ〇・九五mを測る。これを改

修した溝SD○七Bは、溝東肩に河原石を一段分一列に並べた護岸施設SX一三をもち、幅二・二m以上、検出面からの深さ〇・五mを測る。遺物は当初の溝SD○七Aから奈良・平安時代の土器、奈良時代の瓦・人形・平鉢などの木製品が出土し、改修後の溝SD○七Bから奈良・平安時代の土器・瓦が出土している。

四条条間路SF○八では、北側溝SD○九（幅三・〇m、検出面か



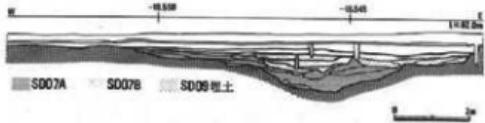
朱雀大路東側溝平面・立面図

らの深さ〇・六m）と南側溝SD一〇（幅二・六m、検出面からの深さ〇・五m）を検出した。木筒が出土した南側溝SD一〇は素掘りの溝で、断面逆台形状に一段に掘られている。土層堆積状況は上層から暗灰色砂質土・灰白色砂質土・淡茶灰色砂・淡黃灰色砂（以上改修時の埋土）、以下、灰褐色砂・淡黃灰色砂・淡黃褐色砂・褐灰色砂質土・黄灰色粗砂と続き、最下層の暗灰色粘質土に至る。木筒はこのうちの最下層から出土した。位置は朱雀大路東側溝SD○七Aとの交差部より約三・五m東にある。

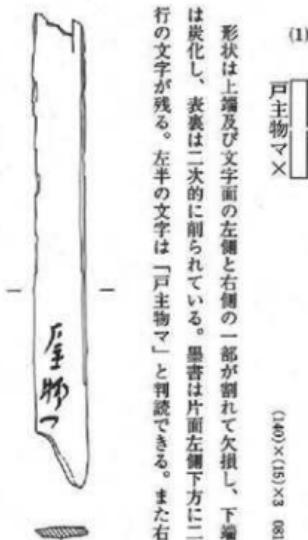
朱雀大路と四条条間路の交差部で構の遺構

SX一一・一二を検出した。SX一一是当初の朱雀大路東側溝の東西両肩で検出した構脚である。西肩では溝と平行に柱列三間分（二・六一・三一一・五m）と、柱列の両側に、護岸の杭列を検出した。東肩では西側の柱列に対応する柱穴一つを検出した。SX一二是朱雀大路東側溝改修時の護岸施設SX一三にとりつく、自然石を集積して造られた陸橋で、この際、四条条間路南北両側溝は埋められ、整地される。

下ツ道SF○四は路面幅約一六m分を確認



朱雀大路東側溝堆積土層図



(1)

戸主物マ×

(1.6)×(1.5)×3 (8)

形状は上端及び文字面の左側と右側の一部が割れて欠損し、下端は炭化し、表裏は二次的に削られている。墨書きは片面左側下方に一行の文字が残る。左半の文字は「戸主物マ」と判読できる。また右

した。下ツ道東側溝SD○五は長さ一一・三m分を検出した。堆積状況から溝は改修されたことがわかる。当初の溝は幅二・八五m以上、検出面からの深さ一・〇mである。これがある程度埋まつた後振り直され、幅三・一五m以上、検出面からの深さ一・二m以上となる。埋土中から遺物は出土しなかった。

今まで、東西の道路と朱雀大路との交差点部分で橋の存在が確認されたことがなく、今回、架橋の存在を確認したことによって奈坊復原に新たな資料を得ることができた。さらに、下ツ道東側溝を検出したことにより、部分的であるが、平城京造営以前の状況を知ることができた。

8 木簡の訳文・内容

半にも文字痕跡が認められるが判読できない。墨書きは「物マ」と戸主名が記されているが、かなり欠損しており、二次的な削りも加えられているため、付札木簡であるか否かは不明である。

9 関係文献

奈良市教育委員会「奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成七年度」(一九九六年)

(秋山成人)

会告

団体会員制の導入について

本会は従来、会員として個人のみを対象としてきましたが、発掘調査に携わっておられる方々にも広く入会を求めるため、委員会を中心に団体会員制の導入を検討してきました。これを受け、一九九五年一二月一日の第一七回木蘭学会総会において会則第五条第一項・第二項の改正が承認され、団体会員制を導入することが決まりました（改正後の新会則は本号一九六頁に掲載）。

団体会員制の運用は次の通りとします。対象とする団体は、各自治体の教育委員会、埋蔵文化財センターなど、発掘調査を行なう機関とし、機関として入会することが事務的に困難な場合には任意団体として加入していくこともできます。また、団体の権利義務は個人と同じとします。すなわち、一団体で会費は個人と同額、大会参加者は一名、議決権は一票です。入会申し込みも個人と同じく毎年五月末締切とします。申込用紙の請求など、詳細は事務局にお問い合わせください。

奈良・大乘院庭園
だいじょういんていえん

8 木簡の叢文・内容

(1) 「大和奈良 東京牛込 片原町津久戸町」

○田中秀善様

二条家 ○

十一月二十七日 □□□□□賀

〔配達料先迄〕
□□□□□ 払 (朱印)

173×63×6 91

- 1 所在地 奈良市高畠町
2 調査期間 第二六〇次調査 一九九五年(平7)七月~九月
3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
4 調査担当者 代表 町田 章
5 造跡の種類 庭園
6 造跡の年代 古代~近世
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大乘院は興福寺の門跡寺院として隆盛を極めたが、廃仏毀釈以後
廃絶した。今回の発掘は大乘院庭園の整備のため、第二六〇次調査

として、園池南岸部分に
片原町は、庭園の南側を東西方向に走る道路の北側の街衢である。
荷物到着後、裏手の園池に廻棄したのである。同町は明治一六年
(一八八三)に高畠村に合併されたので、高畠村の表記が見えない

木簡の廃棄時期はそれ以前の明治時代前半とも考えられるが、合併
後も通称地名として残っているので、明確な時期は特定し得ない。
9 関係文献

奈良国立文化財研究所「一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調査
報告書」(一九九六年)



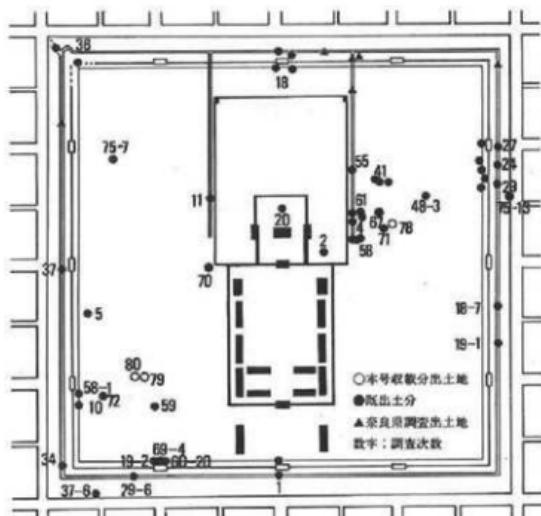
(奈良)

一点も出土している。

(山下信一郎)

奈良・藤原宮跡

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町、四分町
- 2 調査期間 一 一九九五年(平7)三月～七月
二 一九九五年六月～一九九六年二月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 猪熊兼勝
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初期
- 7 運路及び木簡出土遺構の概要
- 一 内裏東官衙・東方官衙北地区(第七八次調査)
- 調査区は内裏の東方に位置する。これまでの調査によって、内裏外郭の東には南北に三つ以上の官衙ブロックが確認されているが、そのうちの中央の官衙東辺部にある。発掘面積一四〇〇m²。
- 検出した遺構は①弥生・古墳時代、②七世紀～藤原宮直前期、③期の遺構は獨立柱建物六棟、獨立柱塀三条、土坑四基、石敷一面などがある。
- 木簡は、③の藤原宮前半期に属する土坑SK八五四五の埋土から二点出土した。SK八五四五は官衙ブロックの東辺に位置し、一边



藤原宮木簡出土地点略図

が一・四田の隅丸方形の土坑で、深さは〇・六mある。飛鳥Vの土器を伴出する。

二 西方官衙南地区（第七九・八〇次調査）

第七九次調査は保育所建設に伴う事前調査、その西で実施した第八〇次調査は宅地造成に伴う事前調査である。調査面積は一三二〇m²と一七八〇m²である。以下あわせて記述する。

調査地は、藤原宮の西面南門から東に向かう宮内道路が、南面西門から北に向かう宮内道路に交差する地点の西北部に位置する。

④ 検出した遺構は、①弥生時代、②古墳時代、③藤原宮直前期、④

藤原宮期に大別される。このうち③ないし④に属する遺構としては、道路側溝二条、掘立柱塙五条、掘立柱建物二棟、井戸四基、土坑一基などがある。今回の調査によって、西面南門の東北方に、新たに

掘立柱塙による区画があることが判明した。その規模は東西五八・

八m（二〇〇尺）南北六〇・五m（二〇五尺）である。

木簡が出土したのは、区内の東南隅近くの井戸SE八四三一から一点（第七九次）と、区画西外側の土坑SK八四七一から二点（うち前層一九二一点）である（第八〇次）。

井戸SE八四三一は、掘形の開口部が直径二・四mの円形で、上から一mのところから下は一辺・五mの方形となる。深さは一・八mある。井戸枠は隅柱溝落としみ横板組で、木簡はこの井戸枠内の埋土中で南西の隅柱に斜めに立てかけたような状態で出土した。

井戸廃棄後の埋め立ての際に投入されたのであろう。

SK八四七一は直径四・六m深さ一・三mのすり鉢状の土坑で、

木簡の他に多量の土器、木製品が出土した。

木簡が出土した遺構は、伴出遺物などから、ともに③藤原宮直前期に属すると考えている。

8 木簡の釈文・内容

一 内裏東官衙・東方官衙北地区（第七八〇次調査）

土坑SK八五四五



二 西方官衙南地区（第七九・八〇次調査）

土坑SK八四三一

〔符籙〕 鬼小〔符籙〕 今乎其 < 388×53×6 033*

土坑SK八四七一

(3) 雀部若
〔符籙〕 381

木簡(1)の丁酉年は文武天皇元年（六九七）に相当する。

木簡(2)は、下端の両側に切り込みをもつ形であるが、右辺の二カ所に孔を穿つており、元来は折敷の底板であったものを木簡に転用したのであろう。口絵写真及び左図のとおり、符籙を四種記すが、

これまでに出土した呪符木簡には類例はない。ただし、冒頭の符籜

については、中国宋代の「天原發微」に類例が見られる。同書では

この符籜を「羅壇」とし、「九星在牽牛東、壅水濱、為淮濱之渠」

と注記している。圓形は記さないが、羅壇については「隋書」天文

志にも同様の記述があり、七世紀に遡るものとみてよい。本呪符木

簡の意味するところは十分明らかではないが、この羅壇を手がかり

にすれば、井戸なしし水の祭祀に間わると言えよう。

9 関係文献

奈良國立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二六（一九九六年）

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報一二」（一九九六年）

（寺崎保広）



(2)



(吉野山)

(奈良国立文化財研究所「藤原京跡」)

奈良・藤原京跡

- | | |
|-----------------|--|
| 1 所在地 | 奈良県橿原市上飛騨町、高市郡明日香村雷 |
| 2 調査期間 | 一 一九九四年(平成6年)一二月～一九九五年二月
二 一九九五年一月～四月 |
| 3 発掘機関 | 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部 |
| 4 調査担当者 | 代表 猪熊兼勝 |
| 5 遺跡の種類 | 都城跡 |
| 6 遺跡の年代 | 七世紀末～八世紀初期 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 右京七条一坊(第七五一一五次調査) |

本調査は、市営住宅建設に伴う事前調査で、右京七条一坊の西南坪にある。この坪内には、坪中軸線にそって正殿、後殿、脇殿、門などが配され、一町規模の宅地であることが、これまでの調査で判明している。

二 左京十二条三坊(第七五一一六次調査)

本調査は県道新設工事に伴う事前調査で、一九九一年に発見された雷丘北方遺跡の第五次調査である。この遺跡は飛鳥川右岸で、雷丘から小山にいたる小丘陵との間の平坦地上に位置し、七世紀後半から八世紀後半に及ぶ大規模で計画的な配置の建物群が確認されている。藤原京の条坊では左京十二条三坊の西南・西北坪にある。

これまでの調査で、中心部に四面廻付東西棟建物(正殿)と、その東西に二棟ずつの細長い南北棟建物(脇殿)、また南にも一棟の長い東西棟建物(南殿・SB二(八五〇))を配し、これらの建物群の東西南を掘立柱塀と溝で区画していたこと、また正殿が二つの坪の南北中軸線上にあり、遺跡が南北に二町分を占めていたことなどが明

原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』一九八七年)。今回はその宅地の西側部分にある。調査面積は三〇〇m²である。

検出した藤原宮期の遺構としては、池状遺構SX三八五とこれに

今回の調査位置は、同坊の西南坪から東南坪に及ぶ。調査面積は約七一〇m²である。

調査の結果、東三坊坊間路推定位置より東には七世紀後半の整地が及ばず、前記の大規模建物群が西南・西北の二坪の占地であろうという推定を裏付けることとなった。東南坪には七世紀前半から八世紀後半にいたる建物が存在し、その状況は小治田宮との関連が指摘されている雷丘東方遺跡に類似している点が注目される。

木簡は、南北溝SD三五八〇から三点出土したが、いずれも削削で研磨できない。SD三五八〇は素振りの溝で、幅二・九／五・二m深さ一m前後で、北流する。堆積土には木簡の他に七世紀前半の土師器・須恵器などが含まれ、溝の南辺は七世紀後半の整地土によって覆われている。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」二六（一九九六年）

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報一二」（一九九六年）
（寺崎保志）

奈良国立文化財研究所

「平城宮木簡五」刊行される

平城宮跡東南隅で一九六六年に行なわれた、第三三次補足調査で出土した約一万三〇〇点に及ぶ木簡の正報告書。同調査関係の三分冊中の二冊目にある本書では、一二三三四点の木簡を収録する。木簡は考課・成選木簡を中心とする式部省関係木簡で、原寸大の写真を掲載した図版と解説からなる。解説では近年の調査で判明した式部省官衙の様相や、六〇一五型式木簡の形態的特徴や廢棄の仕方などについてもふれている。

図版 B4版 写真一〇三葉 その他四葉 鉄入
解説 A5版 本文三八〇頁 その他四五頁

価格 三二〇〇〇円(税込) 送料一七〇〇円

販売元

明新印刷株式会社もちいどの店

〒630 奈良市橋本町三六

TEL 0742-213131
FAX 0742-21610093

木簡研究第一四号

八木光

卷頭言

一九九一年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城宮北面二・三二(坊訪西面西側) 平城京東古跡

聖寧寺 唐招提寺 鹿坂京跡 畜鳥池遺跡 四象遺跡 長岡京跡(I)

長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 亂竹塚跡 木津川源流跡

住友新吹所跡 古市遺跡 金華寺跡 高根茶園跡 梅澤遺跡市道跡

屏風塚跡 長田神社内塚 老原塚跡 指伏塚跡(1) 指伏塚跡(2)

(田井井塚跡) 先明寺塚跡 西河原森ノ内塚跡 西河原塚跡 港ノ

部塚跡 石川余出塚跡 内佐日向廻地塚跡 小田塚跡 高坂塚跡

多賀城跡 円福寺塚跡 田邊町塚跡C地点 上野塚跡 山田郡内

塚跡 細綱塚跡 甘野口(奥山小)塚跡 三日市塚跡 長堂山塚跡

空港塚跡(第232店) 宝塔塚跡 羽音町塚跡

一九七七年以前出土の木簡(一回)

平城古跡(第五〇・五・五一・六三次) 上田郡遺跡

高麗今遺跡 鶴山山西遺跡 じゅうべのま塚跡 高麗遺跡

考古資料としての古代木簡 山中草

八幡木遺跡等新潟県出土の木簡 小林昌二

木上と戻り 藤本太郎 第二

下巣国司の任用と交渉 一、各大路木簡を手がかりにし

「政治遺跡」研究の現状と課題 吉村昌之

書影

復刊 四五〇〇円

〒六〇〇内

木簡研究第一三号

椎山 喜生

地圖古
一九六〇年出土の木簡

國立 平成京路左京三条三切十一弄 東大寺田道門 (三井社) 藤
原名跡 藤原京路右京七条二坊 山田道跡 山田寺跡 長岡京跡
今里塚跡 鳥羽塚跡 王牛塚跡 沢野跡 三澤跡 大根塚跡 佐久
保大塚跡 山之内塚跡 寿山塚跡 新金剛院塚跡 美紀毛里塚
跡 五反角塚跡 上小名田塚跡 吉田南塚跡 月石城武原塚跡
今年田塚跡 桂井塚跡 伊勢國府塚跡 宮名塚跡 及島跡 市
原金剛塚跡 武藏塚跡 金剛塚跡 石田三宅塚跡 斗西塚跡 一ノ
谷大曾塚跡 丹木塚跡 上古屋塚跡 田中塚跡 八幡塚跡
立之塚跡 的塚跡 更田日金塚跡 朝霧塚跡 朝之御房跡 久我塚跡
周山塚 (十五塚) 東芦千軒町塚跡 美坂朝山跡 黄山塚 水田塚跡
池塚跡 大原塚跡 鶴林寺塚跡 多田塚跡 上高柳高田塚跡

一九六〇年以前出土の木簡 (130)

舟馬京跡 熊立明日香櫻櫻塚校跡跡
下曾於塚跡と出土木簡
若川塚跡と出土の木簡
「木簡古事記」と古代の資料品質進歩度
中國語學日本學術研究會參照記

佐藤 喜

価格 四三〇円 す六〇円

兵庫・入佐川遺跡



(出石)

入佐川遺跡は、兵庫県の北端、豊岡市街地の南東約7kmに位置し、円山川の支流である出石川と入佐川に挟まれた冲積低地（水田）部に立地している。標高は五一六mである。遺跡の北東の丘陵には山名氏宗家の居城である此隅山城跡があ

- | | | |
|---|---------------|---------------------------------|
| 1 | 所在地 | 兵庫県出石郡出石町宮内 |
| 2 | 調査期間 | 一 一九九二年（平4）五月一～二月、二 一九九五年五月一～二月 |
| 3 | 発掘機関 | 兵庫県教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 一大平茂・村上泰樹・柏原正民
二 大平茂・鈴木敬二 |
| 5 | 遺跡の種類 | 祭祀跡・水田跡・城下町跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 弥生時代～平安時代・室町～安土桃山時代 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

り、南東の高台には天日輪で著名な但馬國の一宮出石神社が鎮座している。さらに、この丘陵の北の谷部には大量の木製祭祀具が出土した律令期の砂入遺跡・袴狹遺跡が見つかっている。

調査は、前記した砂入・袴狹遺跡発見の契機となった小野川放水路事業に伴うものである。これまでの調査で、注目される遺構には古墳時代中期の河道を利用した貯木施設と、同時代の水路に伴う祭祀跡、平安時代の橋脚遺構などがある。

今回報告する地点は、入佐川遺跡の第一次、第四次調査区にあたる。調査面積は、それぞれ一万一四一四四²m、六三三三二²mである。

一 第一次調査

検出した遺構は、弥生時代～古墳時代の河道・溝・井堰と水田跡・祭祀跡、奈良時代～平安時代の河道・溝と橋脚、中世の溝（条里に伴うもの）などである。また、遺物には古墳時代の祭祀跡から出土した石劍、平安時代の河道から出土した墨書き器〔中〕、木製人形・馬形・畜串などの祭祀具がある。

木筒は、中世の溝の上層部から一点出土している。伴出遺物には漆器・陶磁器などがある。

二 第四次調査

入佐川遺跡調査地点の最も上流域にあり、一部此隅山城下町跡である宮内塙駕道跡〔本号六九頁参照〕とも重なっている。

検出遺構は、古墳時代から平安時代の河道・溝と水田跡、室町時

代後期の武家屋敷跡である。武家屋敷跡は整地と溝によって区画された建物、堀、土壁で構成されている。

木筒は、平安時代の溝から一点と、武家屋敷跡の堀から三點の合計四点が出土している。堀からの伴出遺物には、陶磁器、土師質皿、漆器・箸・絵馬などの木製品がある。

8 木筒の款文・内容

一 第一次調査

(1) ■ 為清覺坊法印^カ ^{ハセツカ} ^道 ^カ

(丸字) (丸字)

□ 塩丹六□人三

(212)×(29)×(11) 061

平安時代清

(2) □ 塩丹六□人三

(212)×(29)×(11) 061

武家屋敷跡

「。十一月毫斗七合 かふや」

281×37×5 051

(3) 「五千^{ミサカ}四拾^{シキ}二^ニ」

61×18×2 011

(4) 「△□□□□□

(107)×(20)×5 039

(2)は平安時代の溝から出土した。五文字めは「右」あるいは「古」か。(3)～(5)は武家屋敷の堀から出土したが、(3)と(4)は同一の堀出土である。(3)は荷札木簡であり、最下部の文字は「あふや」とも見える。隣接する宮内廳駿馬跡に、内容、形状とも類似したものがある。なお、此隅山城は一四世紀後半に築城されたと言われ、永禄一二年（一五六九）織田軍の但馬侵攻によって落城している。

祝誠については奈良国立文化財研究所鶴野和己・渡辺見宏・古尾谷知浩氏のご教示を得た。

9

関係文献

兵庫県教育委員会『ひょうごの遺跡』一四（一九九四年）

（大平
茂）

兵庫・宮内堀脇遺跡

みやうちほりわき



(出石)

宮内堀脇遺跡は、山名氏宗家の居城であった此陽山城跡の西南の山裾から一段下がった水田部分に位置している。山側には入佐川を挟んで「御屋敷」と呼ばれる居館推定地が存在する。

また、多量の祭祀遺物、禁制木簡などを出土した梅狹遺跡群は此陽山北側の谷に位置しており、本号六七頁で報告した入佐川遺跡の東端は宮内堀脇遺跡と隣接している。

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町宮内字堀脇
- 2 調査期間 一九九五年(平7)八月—一九九六年三月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 西口圭介・岡 昌秀
- 5 遺跡の種類 武家屋敷跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期—中世末
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査の結果、此陽山城に伴う武家屋敷遺構、鎌倉時代の木田畦畔

と溝、古墳時代前期～奈良・平安時代にかけての水田土壤を検出した。

武家屋敷遺構は、整地と溝によって区画された建物群と堀、土塁

で構成されている。整地は湿地を山土によって埋め立てたもので、地盤沈下や火災に伴って嵩上げされ、厚い所では一・二畳に及んでいる。建物は礎石建物・掘立柱建物・根太建物が検出されている。

堀は二重に走り（SD四〇〇・SD四〇〇）、内側のSD四〇〇一

は幅七m深さ一・五mを測る。土塁は高さ約一・五m、栗・竹などの樹木が植えられている。遺構は一五世紀後半～一六世紀末にかけ

て營まれ、大きくは五期の遺構面に分かれる。第一面は一六世紀末、第二面は一六世紀後半、第三面は一六世紀前半、第四面は一五世紀後半から一六世紀初頭、第五面は一五世紀後半である。

遺物は、京都系の土師器皿（墨書き土器を含む）、瀬戸美濃・越前焼などの国産陶器、中国・朝鮮製陶磁器などの他、鉢形台や灰匙、小柄・小刀・切羽台・井・錐・火箸・庖丁などの金属器、骨・土蔵材、双六駒石・獸骨・人骨など多岐にわたる。木製品では漆塗輪・折敷・羽子板・箕や木彫りの小像などが出土している。堀からの出土とともに、整地土内や建物を区画する溝内からの出土も多い。

木簡は二五点出土しており、この内訳説を行なった二点を報告する。また、これ以外に、墨書きされた絵馬の一部と考えられるも

のが二点、墨書きのない付札一点（○三九型式）が出土している。

8 木簡の篆文・内容

堀内側壁面

(1) 「く乃木出羽守かわ一つくりかわ三〇」

・「く水様拾式年八月廿四日以上三〇」

193×19×3 033
(243)×31×2 033

「く□□」

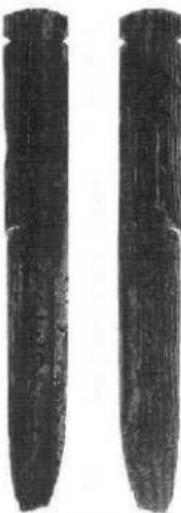
(3) 「く米 三斗五升」

157×22×3 033

(4) 「く□□志もの見や」

・「く今井殿からの米」

157×22×1 032



(1)

1995年出土の木簡

(5)	・「V (四母) 」	「百人 □の□」	123×26×3 032	(5)	・「V (四母) 」	「V (四母)」	(56)×26×3 069
(6)	・「龟」	「□」	36×17×3 021	(6)	・「龟」	「□」	36×17×3 021
(7)	・「□□□」	「□□□」	(56)×19×6 019	(7)	・「□□□」	「□□□」	(56)×19×6 019
(8)	+	「○正月毫斗七合 □□太郎」	298×36×3 051	(8)	+	「○正月毫斗七合 □□太郎」	298×36×3 051
(9)	「V四□□□小五郎」	「三月毫斗七合 六郎」	262×35×6 051	(9)	「V四□□□小五郎」	「三月毫斗七合 六郎」	262×35×6 051
(10)	「昌里口 大郎」	「○五月毫斗七合 □□三郎」	230×28×5 051	(10)	「昌里口 大郎」	「○五月毫斗七合 □□三郎」	230×28×5 051
(11)	・「一」	「○六月一斗七合 三郎□□」	272×(25)×3 051	(11)	・「一」	「○六月一斗七合 三郎□□」	272×(25)×3 051
(12)	・「一」	「○八月一斗七合 や三郎」	(254)×25×4 051	(12)	・「一」	「○八月一斗七合 や三郎」	(254)×25×4 051
(13)	「○□□□」	「□□衛門」	238×21×4 051	(13)	「○□□□」	「□□衛門」	238×21×4 051
(14)	「昌里口 小三郎」	「○」	114×43×7 011	(14)	「昌里口 小三郎」	「○」	114×43×7 011
(15)	流跡			(15)	流跡		
(16)	「V」はん	武百人	(144)×23×3 050	(16)	「V」はん	武百人	(144)×23×3 050
(17)	30×27×3 021			(17)	30×27×3 021		
(18)	65×24×2 055			(18)	65×24×2 055		

(1)～(9)は壇の内側の整地面上から出土している。そのうち(1)～(3)は第一面に伴う木簡である。

(1)は第二面(整地面)上に被覆する焼土・炭を含む土壤層より出土した。表面の「かわ一ツくりかわ三つ」は、「かわ一ツくりかわ二ツ」と読める可能性もある。また、乃木出羽守は文献にはないが、乃木氏の名前としては天文四年(一五三五)の懇持寺(宮内地区)にある寺院)本尊奉加状に、山名祐義とともに乃木日向守・乃木丹後守・乃木若狭守・乃木長左衛門尉内儀の名が見える。また、裏面の永禄二年(一五六九)八月二四日は織田軍の但馬進攻(永禄二年八月一日~三日)によって此隅山城が陥落した直後にあたる。

(4)~(7)は第四面に、(8)は第四~五面に、(9)は第五面に伴う木筒である。

(4)の「志もの見や」は出石町に隣接する豊岡市の地名(下宮)である。今井姓は惣持寺本尊奉加状に記載がある。(6)は長方形の小さな札である。(8)は横材である。折敷の底板と考えられる。

(10)~(13)は内側の堀(SD四〇〇二)から出土している。

(10)は長方形の小さな札である。調茶や聞香に使用された可能性が考えられる。小型の札としては(6)(10)以外に、墨書のない円形のもの(長径三二・短径三〇・厚さ五mm)が一点出土している。(12)は穿孔をもつ釣鐘形をした札である。三文字記されるが、判読できない。

(14)~(16)は外側の堀(SD四〇〇二)内、もしくはその直上から出土している。(14)~(19)は形状・内容ともに類似している。また、同様の木筒は入佐川遺跡からも出土している。(16)は上部が部分的に破損

しており定かではないが、他の木筒と同様に穿孔があつたものと考えられる。

即ち土壘下にある流路からの出土である。流路は第五面の古段階に対応するものと考えられる。

今回叢談ができなかつた四点のうち、二点は折敷の底板と考えられる横材で、第四面から出土した。うち一点には七行の墨書がある。他の二点は、絵馬と考えられる破片二点とともにSD四〇〇一から出土している。うち一点は横材(〇八一型式)で両面に墨書がある。他の一点は〇一九型式、表三行・裏二行の墨書がある。

木筒の叢談については奈良国立文化財研究所の鷹野和己氏・渡辺晃宏氏、兵庫県立歴史博物館の小林基伸氏のご教示をいただいた。

9 関係文献 兵庫県教育委員会「ひょうごの遺跡」二二(一九九六年)

(西口圭介)



(出石)

兵庫・林布ガ森遺跡

今回の調査を行なった地点の東方、約三〇〇mには但馬国分寺跡が存在するほか、国府関連と考えられる木簡の出土した深田遺跡が初めて、同時代の遺跡が周辺部に多く分布している。

- 1 所在地 兵庫県城崎郡日高町林布
2 調査期間 一 一九九五年(平成7年)五月~六月
二 一九九五年二月~一九九六年五月

- 3 発掘機関 日高町教育委員会
4 調査担当者 加賀見省一
5 遺跡の種類 官衙跡(国府跡)
6 遺跡の年代 九世紀~一〇世紀

遺跡及び木簡出土遺構の概要

林布ガ森遺跡は、兵庫県北部を北流する円山川中流域左岸、標高約300mの小丘状地先端部に位置している。遺跡は、東西250m、南北300m以上の範囲に及ぶと考えられ、今回の調査地点はその中心付近にある。遺跡の存在は古くから知られており、従来の調査結果より

木簡は、南北棟の掘立柱建物の別々の柱穴内から三点が出土した。
二 第二〇次調査

調査地は、第一九次調査地点の北北西約50mの地点で、民間の開発事業に伴う調査である。調査は、約700m²を対象に行ない、九世紀から一〇世紀にかけての南北溝と、東西溝、そして東西溝を埋めて建てた南面に廟をもつ掘立柱建物などを検出した。

林布ガ森遺跡は、兵庫県北部を北流する円山川中流域左岸、標高約300mの小丘状地先端部に位置している。遺跡は、東西250m、南北300m以上の範囲に及ぶと考えられ、今回の調査地点はその中心付近にある。遺跡の存在は古くから知られており、従来の調査結果より

木簡は、南北棟の掘立柱建物の別々の柱穴内から三点が出土した。
二 第二〇次調査

調査地は、第一九次調査地点の北北西約50mの地点で、民間の開発事業に伴う調査である。調査は、約700m²を対象に行ない、九世紀から一〇世紀にかけての南北溝と、東西溝、そして東西溝を埋めて建てた南面に廟をもつ掘立柱建物などを検出した。

遺物は、白磁、青磁の他、三彩、綠釉陶器、灰釉陶器、土器類が出土している。土器の中には「福」と墨書した須恵器や、「下野」と陰刻したあと施釉した綠釉陶器も含まれている。

木簡は、建物跡付近から一点出土しており、掘立柱建物の柱穴か、東西溝から出土したものと思われる。

8 木簡の収文・内容

一 第十九次調査

(1) 朝来郡

死逃帳

天長□□

□□三年

二方郡沾田結解

天長□□

二方郡沾田結解

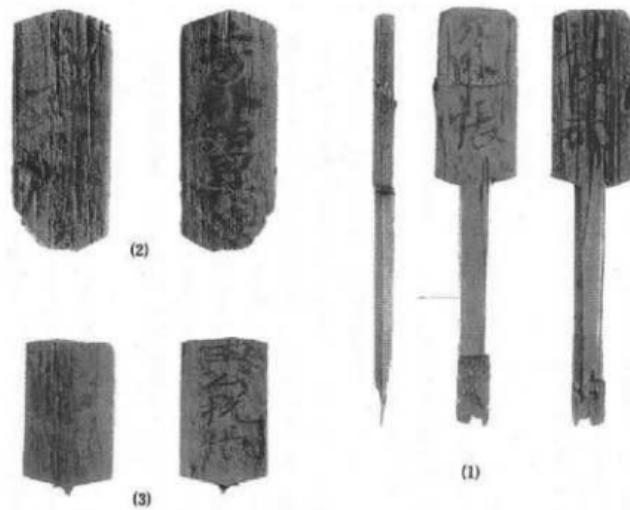
田公稅帳

承和二年

いずれも題籠輪で袖部は欠損している。

(1)は但馬国の南端に位置する朝来郡の死逃帳で、死逃帳は「死亡

帳」と「逃亡帳」を指すものと考えられる。両側面には「天長□



第19次調査出土木簡

□「□□三年」（天長三年＝八二六）と紀年が見られる。

(2)は但馬国の北西部に位置する二方郡のもので、裏面に天長四年と思われる紀年が見える。沽田は刺田を農民に貸しつける賃租のことと指すものと考えられる。

(3)田公は二方郡にある郷名。承和二年（八三五）の田公郷の正税出奉帳と思われる。

以上、三点の木簡に記載された「朝来郡」「二方郡」「田公」は、いずれも但馬国内の地名であるが、林布ガ森遺跡の所在する氣多郡以外のものである。つまり、これらの帳簿は各郡で取りまとめられ林布ガ森遺跡にもたらされたものと考えられる。

今回の木簡は、柱根の抜き取り作業中に掘形内から発見されたが、柱穴内への木簡の廃棄が意識されたものかどうかについては明確にできなかった。今後柱穴の調査方法に検討を要する。

二 第二〇次調査

(4)

・
買田券

(題簽軸)

(8)×(25)×(5) 31

これも題簽軸で軸部は欠損している。

養父郡は、林布ガ森遺跡の所在する気多郡の南に隣接する郡である。寛平九年（八九七）の紀年をもつ。第一九次調査で出土した木

簡と合わせ、いずれも題簽軸であり、その記載内容から但馬の各郡で取りまとめられ、林布ガ森遺跡にもたらされたものと考えられる。但馬国府については、「日本後紀」延暦二三年正月壬寅条によつて但馬國治（國府）を氣多郡高田郷に移転したことが知られている。今回の二次にわたる調査で出土した木簡や検出した遺構から、林布ガ森遺跡が延暦二三年に移転した但馬国府にかかるものである可能性が考えられる。但馬国府推定地とされてきた深田遺跡との關係が今後課題となろう。

木簡の釈読、解釈については奈良国立文化財研究所史料調査室の方々にご教示をいただいた。

（加賀見者一）



第20次調査出土木簡

兵庫・香住エノ田遺跡

かすみえのだ



(城崎) 香住エノ田遺跡
遺跡及び木簡出土遺構の概要
香住エノ田遺跡は、農岡市街地から約四km南東にあり、標高約二〇〇mの三間山の東山麓に所在する。比高約四〇mの独立性丘陵の南麓部が調査地で、北側から幅狭く降りてくる谷の開口部である。標高は八m前後を測る。

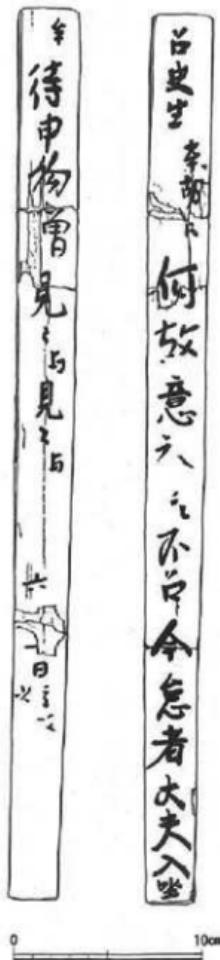
丘陵とその周囲では、市・県・民間などによる開発を要因に、一九八七年～一九九一年にかけて随時、調査を行ない、墳墓・古

- 1 所在地 兵庫県農岡市香住字エノ田
- 2 調査期間 一九九五年(平7)一〇月～一九九六年三月
- 3 発掘機関 豊岡市教育委員会
- 4 調査担当者 潮崎誠
- 5 遺跡の種類 集落跡・祭祀遺跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代～鎌倉時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

墳・横穴墓・堅穴居・掘立柱建物など、弥生中期前半から鎌倉時代にかけての遺構と、弥生後期～古墳前期の土器を主体とした多量の遺物を検出している。遺物には、若干量の縄文土器も含んでおり、このように、市域では代表的な複合性の遺跡であり、エノ田遺跡詳と総称している。

木簡が出土した今回の調査地は、このうちの井走地区にあたり、民間宅地開発に伴う調整池の予定場所である。木簡は、A区1-7とし、約二五mの長方形区画内から、一点が破片となつて出土した。排土から採集ではあつたが、地表から約一・二mの暗灰褐色粘質土の直下付近に含まれていた。その位置は、煮串などの木製祭祀具や八世紀の須恵器を含む溝Iの埋土上部付近にあたる。溝Iは、幅一・五m前後、深さ約〇・八mで、丘陵を背にして北東から、谷口方向である南西に下っている。北隣りにも溝Iに併走するやや規模の小さな溝IIがあり、同時期の須恵器とともに、木の細枝や木製品の加工時のものらしい微細な削りかすなどを含んでいた。

山裾側に拡張した区画では、両溝は接してひとつになるらしく、明確には検出できなかつたものの、谷奥の北方向に曲がつてのびている。その屈曲部のあたりに、板材を用いた水路状の施設が二本みつかり、下部には内幅が四〇cmのもの、上部には内幅三〇cmのものが、わずかに離れて重複していた。これらは主軸を南北方向にしている。下部施設の北側小口には、上端に方形のくりこみのある横



板を立てて固定しており、これは水量調整の堰板らしい。これら二つの水路施設は、溝からの取水施設ではないかと考えられる。溝や水路施設の周辺には、祭祀具その他の木製品が散在しており、若干の須恵器を伴っていた。

すぐ背後に丘陵がせまっている立地や、木製祭祀具の広がりがこの拡張区画では終わることなどから、このあたりで祭祀をとり行なっていたものと推定される。

木製祭祀具は、牽車を主体に、人形・馬形・鳥形・刀子形などが一五〇点ほどある。土器は比較的少ないが、須恵器の蓋杯・高杯・壺・甕・横瓶などがあり、高台がつく杯身では硯に転用したもののが目についた。また、墨書き須恵器が一点あり、無高台杯身の外底部に「神田」とある。これらは、平安期のものが少量混じるもの、ほぼ八世紀中頃の年代を与えることができる。木簡も、この時期に廻えに伴つて廃棄された遺物であろう。

8 木簡の訳文・内容

(1) 「召史生奈留何故意□□不召今意者大夫入坐」

・「奉申物曾見も見三」と
六□□日少□主帳」

〔備注〕
47×33×8 (011)

上端から一一cm、下端から一三・五cmにある二ヵ所の折れは、刀子などで一方から切り目を入れて折ったものである。文字は表裏で一文となり、送り仮名(助詞)が右に寄せて小さく表記される宣命体になつてゐるのが注目できる。文章内容は、郡衙(この場合、出石郡衙)の官人(主帳・少領の通名)が国衙の官人(史生)を呼び出そとしためらしもので、地方における郡衙と国衙、あるいは郡司と国司の政治的・行政的関係を知る上で貴重な資料である。

ただ、出石郡衙とは考えにくい道跡にどのような経緯でもたら

され、どのような背景で魔棄されたのか、という問題は残ろう。

エノ田遺跡群では、独立性丘陵の中腹から奈良時代の掘立柱建物群、東方の山裾からは平安時代の大型掘立柱建物・井戸、さらに尾根上からは須恵器蓋杯を火葬骨容器とした奈良時代の墳墓などがみつかっている。また、約1km以内の距離に、木製祭祀具の出土地が二カ所、大字としての「三宅」＝ミヤケの地名、古代寺院「薬琳寺」推定地などが知られている。

このように、遺跡周辺は律令期における但馬国出石郡穴見郷の行政的中心地であり、今回の調査地は、実態は不明確ではあるがそれに伴う城所（はらえど）である可能性を考えておきたい。

なお、木簡の祭説・撮影などにあたり、館野和己・古尾谷知治・東野治之・田中忠雄・平川南・佃幹雄の各氏にご尽力いただいた。

9 関係文献

豊岡市出土文化財管理センター「とよおか発掘情報」一（一九九六年）

（潮崎誠）

「長野県屋代遺跡群出土木簡」の刊行

長野県更埴市屋代遺跡群は本号に報告を掲載したように、干支による年紀を有する木簡や国符・郡符木簡など、地方行政に關わる総計一二六点の木簡が出土した遺跡であるが、この木簡に関する報告書が刊行された。

主な内容として、遺跡の概観、木簡出土の遺構と伴出遺物について解説した後、木簡の积极作用と解説を赤外線テレビカメラの画像と合わせて掲載するとともに、木簡の製作技法と廃棄方法の検討や木簡の内容に関する考察を収載している。

『長野県埋蔵文化財センター編集・発行、一九九六年三月刊

A4判、二四〇頁、付図五枚

額価三五〇〇円

送料一部五〇〇円、二部六〇〇円、三部以上実費

問い合わせ

『長野県埋蔵文化財センター上田調査事務所 図書資料普及会

〒三八六 長野県上田市下塙尻九三六一三

TEL 〇二六八一二六一九三九四

FAX 〇二六八一二六一九一九四

愛知・大毛池田遺跡



(岐阜・名古屋北部)

- 1 所在地 愛知県一宮市大毛、葉栗郡木曾川町
- 2 調査期間 一九九四年（平6）四月—一九九五年三月
- 3 発掘機関 帝愛知県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 杉浦 茂・伊藤秀紀・樋上 昇ほか
- 5 遺跡の種類 水田跡・集落跡・居館跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期～戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

大毛池田遺跡は一宮市北西部に位置し、遺跡の北西約4kmの地点で東から流れてきた木曾川が大きく折れたのち南流する。遺跡はその屈曲部左岸域に形成された標高9m前後の自然堤防及び後背湿地にかけて展開する、古墳～戦国時代にいたる複合遺跡である。

大毛池田遺跡の調査は、東海北陸自動車道建設に伴う事前調査として、愛知県教育委員会より委託を受け

た御愛知県埋蔵文化財センターが一九九三年度から実施した。調査面積は約四万m²に及び、洪水により埋没した古墳時代前期～中期の小区画水田遺構が調査区ほぼ全域で確認された。このほか、古墳時代末～平安時代前期の間に掘削された幅五～一〇m深さ一・五～二mの大溝数条と、これに前後して展開した堅穴住居が數棟単位で検出された。中世前期の遺構では調査域東辺にかけて一二世紀後半～一三世紀を中心とした井戸、区画溝などの遺構の展開する敷地区画が認められた。また一九九四年度調査では、戦国期の、方一町規模の居館外郭を構成するとと思われる幅三m深さ一・五m前後の区画溝を検出した。

今回報告する木簡は、その区画溝の埋没後に掘削された一二・五×一〇mの方形池の下方より、石製五輪塔（火輪・風穴）、古瀬戸壺頭・土師器・陶磁器類・漆塗器などとともに出土した。遺構の位置は方一町区画溝の北西隅にあたり、これと接する区画溝の内側にも溝による小規模な区画があり、出土遺物の傾向でみるとかぎり宗教的なやや特異な空間を構成している。出土木簡は「天文八年」（一五三九）の紀年銘を有し、居館跡出土遺物の年代の下限とほぼ整合する。居館の廃絶時期を示すほか、居館の内部空間を復原する上で、なんらかの宗教施設の存在を窺わせる興味深い資料である。

8 木簡の跋文・内容

(1)

往生淨轉

所為故

天文八年三月廿一日孝子等敬立

一

×〔通カ〕
×〔□路〕夫修惟者功德聚衆
×〔命カ〕
自然化生矣刻影之魂醫王本誓無誤送幽魂於覺〔□乃〕法界接濟而已

(45)×63×6 96

木簡は、上部が欠損しているものの墨痕は両面とも比較的鮮明である。良好な遺存環境に恵まれたことともあろうが、木簡が長く野天に晒されなかつたためと思われる。すぐに埋められたが、あるいは持仏堂などの祠、屋内に置かれた可能性がある。表面「來」より上の文字は、以下の「日光月光」が薬師如来の脇侍菩薩であること、裏面「醫王」が薬師如來の別称であることより「薬師如來」と想定できる。また、裏面「自然化生」の上は「南無煩惱」かと推定

9 関係文献

財愛知県埋蔵文化財センター「年報 平成六年度」

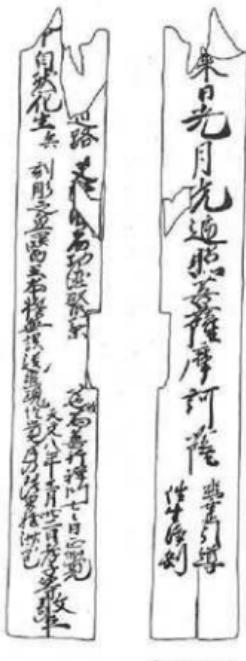
(一九九五年)

同「理藏文化財愛知」四〇(一九九五年)

日本考古学協会「日本考古学年報」一九九四年度版

(一九九六年)

(武部真木)



山梨・大師東丹保遺跡



- 1 所在地 山梨県中巨摩郡甲西町大師・清水
- 2 調査期間 一九九三年(平成5)四月～一九九四年二月
- 3 発掘機関 山梨県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 新津 健・田口明子・小林健二・小泉 敬
保坂和博・松土一志
- 5 遺跡の種類 建物跡・水田跡・祭祀跡・古墳・地震跡
- 6 遺跡の年代 一世紀～四世紀・一二世紀～一四世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 大師東丹保遺跡は、甲府盆地の中でも低位の地域に位置し、標高一二五〇m前後を測る。この一帯は甲府盆地西縁にある櫛形山から流れ出す幾筋もの小河川によって形成された扇状地の扇端部にあたり、豊富な湧水のもと、弥生時代以降の遺跡が多く、古代末から中世にかけては甲斐源氏の一統が居館を定めた

地域であり、古長禪寺のような戦国期大井氏に関わる寺院もある。

本遺跡の調査は、中部横断自動車道建設・国道五号線（通称甲西バイパス）改築に伴い、山梨県埋蔵文化財センターが行なった。調査区域が幅四〇m長さ四〇〇mと広いことから、既設の道路により概ね一〇〇mごとに南北からI区・IV区と区画し、I区・II区を一九九三年度に、III区・IV区を一九九四年度に調査した。河川の氾濫により砂礫層・シルト層・粘土層が堆積しており、各調査区において二層から三層の文化層が確認されている。

調査の結果、鎌倉時代の建物・水田・祭祀跡・溝・杭列・古墳時代前期の円墳、弥生時代後期の水田・地震跡、弥生時代中期の溝など様々な時代の遺構が発見されている。遺物についても遺存状況がきわめて良好であり、多種多様なものが出土している。特に木簡が出土したII区では、鎌倉時代中頃を中心とした多くの木製品をはじめ土器・陶磁器・石製品・金属製品・動・植物遺存体などがあり、本県における中世前半期の基礎的な資料となろう。木簡は包含層中より二つに折れて出土し、洪水で流された可能性もあり原位置を特定することはできない。

8 木簡の祝文・内容

(1) 「山☆(符縁)」

陰陽道の五芒星を記した呪符木簡である。符縁以外の部分につい

ては墨痕は不明瞭であり赤外線写真でも判然とせず、この木簡の性格を特定することは難しい。しかし遺跡一帯の地理的環境を考えすれば、止雨を祈願した呪符とも考えられ、疫病除けの「蘇民符札」ではないようである。他に人形・陽物形などの祭祀用具やウマの下顎骨なども出土しており、当時の生活に呪術習俗が深く関わっていたことが窺える。

祝文については、奈良大学の水野正好氏にご教示いただいた。

9 関係文献

山梨県教育委員会『大師東丹保遺跡』(山梨県埋蔵文化財センター調査報告八七 一九九四年)

山梨県教育委員会『大師東丹保遺跡2』(山梨県埋蔵文化財センター調査報告一〇二 一九九五年)

(小林謙二)



233×50×2 (cm)

【紫香楽宮関連遺跡発掘調査報告】の刊行

滋賀県信楽町の宮町遺跡からは、本号でも報告を掲載したようすに紫香楽宮に関連する木簡が大量に出土している。今回、一九九三年度に信楽町教育委員会が実施した発掘調査の報告書が刊行された。

主な内容として宮町遺跡第一三・一四次調査の概要報告の他、柴原永遠男「宮町遺跡出土の木簡」、橋本義則「紫香楽宮の宮号について」、金原正明・金原正子「宮町遺跡第一三次調査における微遺体および大型植物遺体の検討」などを収める。

信楽町教育委員会編集・発行、一九九四年三月刊

A4判、本文五六頁、図版六三枚

価格二八〇〇円

送料一部三八〇円、二部五二〇円、三部以上送料着払い

問い合わせ

信楽町教育委員会 生涯学習課

〒五二九一一八 滋賀県甲賀郡信楽町長野一〇三番地

TEL 〇七四八一八二一一二二

FAX 〇七四八一八二一一四六三

滋賀・南滋賀遺跡

みなみしが

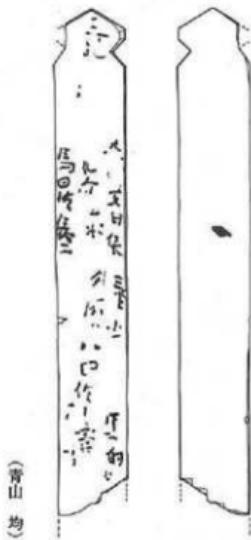


(京都府東北部)

- 1 所在地 滋賀県大津市南志賀三丁目
- 2 調査期間 一九九五年(平7)四月~六月
- 3 発掘機関 大津市教育委員会
- 4 調査担当者 青山 均
- 5 遺跡の種類 墓地・集落跡
- 6 遺跡の年代 紀元前一世紀~二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
南滋賀遺跡は、大津市の湖西地域に位置し、その範囲は京阪電鉄石坂線南滋賀駅を中心にして東西約700m、南北約600mを占める。

この地は、軟弱な花崗岩を主層とする比叡山系から岸に向って流れる中小の河川によって形成された複合扇状地であり、南北に細長く幅の狭い起伏のある地形をなしている。

- 8 木簡の収支・内容
 (1) 月カ 下
 フルカ 依
 小 佐上 佐
 人 佐
 馬射 佐
 二 佐
 馬日 佐
 依
 (213)×30×4 (33)
- 木簡の形態は、上端を圭頭状に作り、左右の側縁に切り込みが入る。下端は欠損している。木簡の文字は墨色が淡く、判読しがたい部分が多いが、「馬日佐」などの文字が認められることから、この南滋賀遺跡の西部には、川原寺式伽藍配置をもつ白鳳時代寺院の南滋賀町廢寺がある。



(青山 均)

貴重物の付札であったと考えられる。木簡に伴つて出土した土器から、七世紀後半頃のものであると推定される。

大津市域における七世紀の木簡の出土は、北大津遺跡の木簡（『日本古代木簡選』岩波書店、一九九〇年）に次いで二例目であり、当遺跡の南約一kmに所在する鎌織遺跡（近江大津宮跡）を含め、七世紀後半の大津の状況を考える上で、貴重な資料となる。

なお、祝文は橋本義則氏にご教示いただいた。

長野・屋代遺跡群



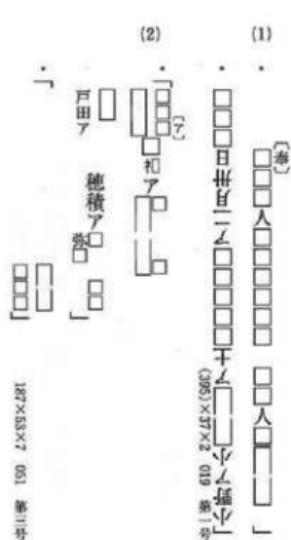
(長野) 雨宮
雨宮寺平西南部、千曲川右岸の自然堤防上に位置する。古代には埴科郡に属しており、対岸は上信越自動車道建設に伴って実施され、木簡の出土した(6)区は、跡と俗に称されている地から西へ六七〇〇mの地点にある。地形的には、古

- | | |
|-----------------|--|
| 所在地 | 長野県更城市雨宮 |
| 調査期間 | 一九九四年(平6)四月~二月 |
| 発掘機関 | 財長野県立文化財センター |
| 調査担当者 | 寺内隆夫・宮島義和・平出潤一郎・高田正夫・水沢教子ほか |
| 遺跡の種類 | 集落・祭祀・溝・水田跡 |
| 遺跡の年代 | 縄文時代~近世 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 屋代遺跡群は、善光寺平西南部、千曲川右岸の自然堤防上に位置する。古代には埴科郡に属しており、対岸は上信越自動車道建設に伴って実施され、木簡の出土した(6)区は、跡と俗に称されている地から西へ六七〇〇mの地点にある。地形的には、古 |

墳時代頃まで千曲川の河道が存在した低地部分と南側の自然堤防との接点にあたっている。

木簡の廃棄された七世紀後半から九世紀中頃、千曲川の河道はすでに北へ移っており、(6)区中央にはその名残である湿地状の流路(東西流路)が残されていた。(6)区北半部では旧河道を水田に造成しており、南側では比高差四mほどの崖上に集落が展開していた。崖面には豊富な湧水が認められ、湧水点から東西流路の間には溝(湧水溝)が掘削されていた。木簡が出土したのは東西流路と湧水溝からである。

七世紀後半から八世紀前半にかけて、湧水点の掘削(湧水坑)とその埋め戻しが繰り返されていた。礫敷き施設などを伴う湧水坑からは石製模造品・玉類・ト占骨・馬骨などが出土しており、祭祀が行なわれたことを示している。これらの湧水坑と湧水溝は短期間のうちに埋め戻されており、そうしてできた凹地には、木簡をはじめとする木製品や木屑、糧穀、土器などが廃棄されていた。これらとは別に、湧水溝や東西流路の岸の傾斜部や東西流路内には木製祭祀具が、ブロッカを形成して廃棄されていた。また、八世紀前半には東西流路にかかる橋から投棄されたと思われる木簡群が認められる。出土した木簡は大きく文書・荷札・曹書・祭祀具への墨線や墨書きに分けられ、それぞれ出土状況を異にしている。文書や荷札は他の廃棄物とともに、湧水溝や湧水溝出口付近の東西流路中からまとま



つて出土する傾向が強い。これに対し、習書や転用品は単独で出土する場合が多く、墨痕の見られる祭祀具は木製祭祀具の集中廃棄ブロッカから出土している。こうした点は、墨書きされた対象や最終的な用途の違いによって廃棄の方法が異なることを示している。

木簡の時期は記載内容から、①七世紀後半から八世紀初頭の木簡、
 ②郡里制下の木簡（七〇一～七一五年）、③郡里制下の木簡（七一五
 ～七四〇年）、④九世紀中頃の祭祀具への墨線に分けられる。これら
 の時期区分は、発掘における層位区分ともほぼ一致しており、①が
 第五水田対応層から、②が第四水田対応層から、③が第三水田対応
 層から、④が第二水田対応層から出土する傾向が強い（表）。

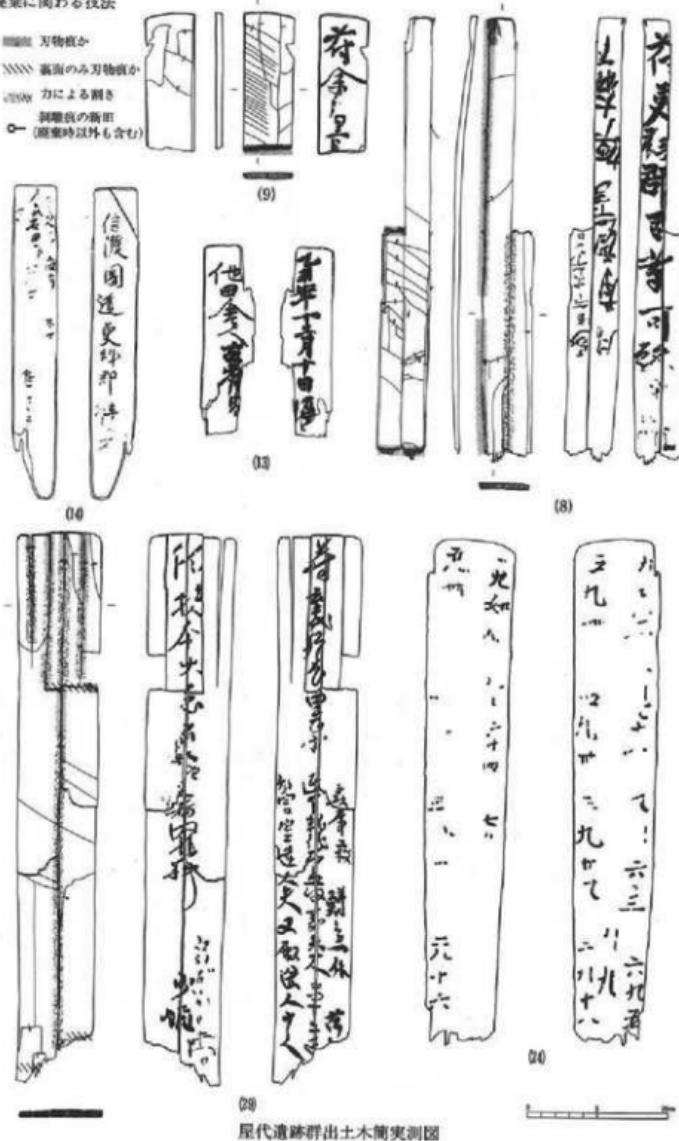
8 木簡の転文・内容

	出土層	出土地點
第1木簡出土地 (7C後半～ 8C初期段階) 出土件数 9	12(グループ) (SD7026+SD8032 44号 3号 稲庭) [3] (グループ) 4号 駒形	[1] (グループ) (SD8041 3号) 1号 小切片
第2木簡出土地 (8C初期段階) 出土件数 36	13(グループ) (SD7026 58, 38号 1号) 12号 駒形, 分量 13号 [500] [9] (グループ) (SD7026 18号) 15号 伊勢	[12] (グループ) (SD7036+SD8038 3～4号) 3号 駒形, 36号 38号 [14] (グループ) [17] (グループ) (SD7036+SD8038 1号) [19] (グループ) (SD7036+SD8038 1号) [21] (グループ) (SD7036+SD8040 44号 [500] (駒形) 1号)
第3木簡出土地 (9C前半) 出土件数 79	13(グループ) (SD7030 45号 45号) [34] (グループ) (SD7030 28号) [35] (グループ) (SD7030 8号 60号 62号 [500]) [36] (グループ) (SD7030 82号 5号)	[33] (グループ) (SD8028 5号) (埋め戻し土中混入) [37] (グループ) (SD4028 4号 2号 高須, 2号乙葉, 4号 佐助 3号 佐助, 5号, 9号 92号 [500]) 47号 8号 [38] (グループ) (SD7032+SD8038 3号) 37号 8号 [39] (グループ) (SD4028 2号 110号 伊勢) [40] (グループ) (SD7030 114号 4号 駒形, 118号 8号小道)
第2木簡出土地 (9C中期) 出土件数 5		[34] (グループ) (SD7026+SD8036) [35] (グループ) (SD7026)

表 屋代遺跡群出土木簡 出土層位 新旧関係

施業に関わる技法

- 万物痕か
- ~~~~~ 裏面のみ刀物痕か
- 力による削き
- 斧頭痕の箇所
- (施業時以外も含む)



星代遺跡群出土木簡実測図

- (24) 「五月廿日 稲取人 金刺マ若佐廿」
 □人 人 人 酒 人 人 マ □ 是 □ □ □
- (24) 「九十一廿卅 金刺舍人 金刺マ兄」
 □人 人 人 是 人 人
- (24) 「船山郷井於里戸主生王マ小萬戸口 金刺舍人 人是人入」
 養老七年十月 見諸 遠道述為為
 (158) × (55) × 2 019 第九〇号
- (24) 「船山柏村里戸主他□人八」
 「田舎」 (150) × (55) × 4 019 第九二号
- (24) 「敷席二枚 鮑□升 芹□」
 符 尾代郷長里正等 匠丁根代布五段勘夫一人馬十二正等
 (少領) 宮室造人夫又殿造人十人
- 「物令火急召□□者宜行」
 (328) × (55) × 4 016 第一四四号*

木簡は一九九四年度の発掘調査時に発見された五六点と、一九九五年度の整理期間中に赤外線照射によって確認できた七〇点の、計一二六点について報告書が刊行されている。ここでは、その中から主なものを紹介したい。報道は平川南・山口英男・鍛江宏之・福島正樹・傳田伊史の各氏が主にあたり、製作や廢棄に伴う技法の分析は水沢教子があつた。各木簡の報告書における番号は型式番号の下に併記した。

年紀の記された例には(33)「乙丑年」(六六五)、(7)「戊戌年」(六九八)、(12)「七年」、(24)「養老七年」(七二三)、(18)「神龜」(七二六)がある。特に、干支で始まる(33)は宮都以外の木簡では最古の年紀を有するものである。姓の部分「他田舍人」のみが異筆であり、自署とすれば八世紀代の自署の方式とは異なる貴重な資料である。

地方行政や政治の実態を示す資料の中では(9)郡符と(8)国符が注

目される。八世紀の初頭から前半の時期に、宛所の異なる都符が同一地点で廃棄されていた事実は、都符が差出側へ戻ることを示していよう。また、その廃棄にあたっては、いずれの木簡にも刃物による切断痕が認められ、役目を終えた都符は差出側で処分されたものと考えられる。

(8)は八世紀前半の国符が木簡でも発給されていたことを示す初出資料である。また、「更科郡司等」宛の国符が埴科郡である屋代遺跡群から出土した点は、国符が信濃国内の郡署を一ブロックとして通送されていた可能性を示すものである。

八世紀初頭前後の層位から出土した(4)「布手」は、男性名が列記された歴名簡である。布の織り手が男性である点、郡(野)家に工房が存在していることを窺わせる点は、地方での布生産の実態を示すものとして貴重であろう。

荷札は八世紀前半の資料がもっとも多い。第三水田対応層から出土した「舟(船)山部」木簡では、製作技法の共通性によって20/23と26/27の二グループに分類できる。もし同一時期の製作と仮定すれば、複数の木簡製作者が都内にいたことを示していよう。また、他の製作技法とは明らかに異なっており、都毎に荷札が製作されていたことを示唆している。

八世紀初頭前後の層位から出土した(6)「少般」や、八世紀前半に属する(4)「信濃団」は軍団に関わる資料である。特に後者は、軍団

名に國名である「信濃」が記されている点で注目される。

祭祀關係では、八世紀前半の(4)都符に、「神宮室」「殿」などの建造と「舞」や「祝席」を必要とした行事に関する記事が認められる。

また、八世紀初頭以前の層位からは(3)「葦神」が見られる。このほか、祭祀具に螺旋を描いた例が九世紀中頃の層位から出土している。

このほか、九九算を記した(20)が存在する。また、これまで史料の少なかつた古代信濃国の地名・人名などが多数確認されたことも、重要な発見の一つである。

現在、屋代遺跡群では板状木製品への赤外線照射による解説を継続しており、今後、肉眼では確認困難な木簡の増加が見込まれる。

一九九八年度には木簡以外の遺構・遺物の整理を完了する予定であり、遺跡の性格や考古学的に見た木簡の意義については再度検討する予定である。

9 関係文献

財團長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡群出土木簡」(一九九六年)

長野県立歴史館「木簡が語る古代の信濃」(一九九六年)

(寺内隆夫)

「荒田目条里遺跡木簡調査略報」

木簡が語る古代のいわき』の刊行

福島県いわき市の荒田目条里遺跡は古代磐城郡の郡家跡に比定される根岸遺跡やその附属寺院と考えられる夏井廃寺、延喜式内社の大國魂神社に近接して所在する遺跡である。一九九三年の調査によつて、古代の河川跡から大量の祭祀遺物とともに木簡三八点(うち墨痕のあるもの三三点)が出土した。

これについては本誌第一七号に報告がなされているが、今回木簡を中心とした調査略報が刊行された。内容としては宛先の異なる二点の郡符木簡、種類の付札とみられる木簡などが注目される。

いわき市教育委員会編集・発行

一九九六年三月刊

本文三四頁、A4判、頃価一〇〇〇円、送料一冊二五〇円

問い合わせ

問い合わせ
いわき市教育文化事業団
〒九七〇 いわき市中央台県立いわき公園内

TEL 〇二四六一九〇三九一

多賀城市文化財調査報告書第三九集

「山王遺跡—第一七次調査—出土の漆紙文書」の刊行

多賀城市山王遺跡は多賀城の南西、砂押川の西岸に位置している遺跡である。出土文字資料として木簡・漆紙文書などがあり、その内容から国司館や漆工房の存在が推定されている。漆紙文書についてはすでに二点が報告されているが（多賀城市埋蔵文化財調査センター「山王遺跡—第二次調査概報」一九九一年）、その後出土した五点についての報告書が刊行された。

積文、現状写真、赤外線テレビの画像の図版を掲載し、関連する木簡、正倉院文書などの史料の検討を踏まえた解説を付す。中でも駄戸編成のあり方を示す記載を含む計帳歴名（三号文書）、現存計帳とは戸口の記載順を異にする計帳様文書（四号文書）などが注目される。

多賀城市埋蔵文化財調査センター編集

多賀城市教育委員会発行

一九九五年二月刊

国版一枚、本文三〇頁、B5版

価額一〇〇〇円、送料一冊二四〇円

問い合わせ先 多賀城市埋蔵文化財調査センター

〒九八五 多賀城市中央二一二七一

TEL 〇二二一三六八一〇一三四四

岩手・志羅山遺跡



(一) 開

跡、東に泉屋遺跡、北に花

- | | |
|-------|--------------------|
| 所在地 | 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 |
| 調査期間 | 第二次調査 一九九二年(平4) 一月 |
| 発掘機関 | 平泉町教育委員会 |
| 調査担当者 | 苔原計二 |
| 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 遺跡の年代 | 一二世紀 |

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

志羅山遺跡は平泉町の中心市街地の南側に位置し、JR東北本線平泉駅の西側三〇〇mの付近を中心として、東西五〇〇m・南北五

〇〇mの広がりをもつ遺跡である。平泉は一世紀末から一二世紀後半にかけての約九〇年間、奥州藤原氏が四代にわたり本拠地とした地域である。当遺跡の周辺には西に特別史跡毛越寺跡、親自在王院跡と合町遺

立II遺跡、鈴沢の池跡などの遺跡が密集している。

第二次調査区は志羅山遺跡の南東寄りに位置し、北西の緩斜面から南東の太田川に向かって下る沢状の自然地形を、一二世紀において整地して平坦な生活面を造り出し、建物や井戸、堀、溝などの施設を残している。建物は四間×五間程度の掘立柱建物が二棟以上、ほぼ同一地点で建て替えられている。井戸は二基を検出している。いずれも建物の北側に位置し、双方ともに井戸側の木枠が残存していた。西側の一號井戸は直径三・五m深さ五・一mの規模をもち、人為的に埋め戻されている。井戸底からは完形の中国産白磁水注が曲物の柄杓とともに出土した。二號井戸は直径四・八m深さ四・八mの規模をもち、今回報告する木簡(1)の他、かわらけ約八九kg、常滑窯大甕、その他の国産陶器、中国産白磁碗・青磁碗の破片、鳥形や下駄などの木製品、瓦、繩などが出土した。二號井戸は出土遺物から一二世紀後半に廃棄されたと考えられる。

8 木簡の釁文 内容

(1) 「今□嚴」
〔大ヶ〕

上端の左右に切り込みのある付札である。右側の切込みより上部と右辺の下半分を欠く。裏面に墨書はない。

なお木簡の釁説については、奈良国立文化財研究所の館野和己氏のご教示を得た。

9 関係文献

平泉町教育委員会「平泉遺跡群発掘調査報告書」三四（一九九四年）

（著原計二）



木簡研究第一六号

吉田孝

卷頭言

一九九三年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡右京一条三坊四坪 茅渟寺旧境内 大安寺旧境
 内 異福寺旧境内 東大寺 阪原阪戸遺跡 桑原宮跡 桑原京跡右京九条
 四坊 犬島京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡 長岡京跡(1)
 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大
 坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 持狹遺跡(1) 持狹遺跡(2) 砂入遺跡
 榎本ヶ森遺跡 見瀬岡遺跡 木槺・北浦遺跡 藤江別所遺跡 阿形遺跡
 伊勢守遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中館跡 長崎遺跡 八幡前・若宮遺跡
 大宮遺跡 三堂遺跡 鶴道跡 大茂支遺跡 杉崎廢寺 元能寺寺田遺跡
 南八道跡 安子島城跡 山王遺跡 今塙遺跡 扎田櫻跡 福井城跡 一条
 谷朝倉氏遺跡 戸水人西遺跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ヶ
 皋遺跡 タテヨウ遺跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 那山城下町遺跡 周
 防園府跡 初瀬遺跡 船戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

沖縄の呪符木簡

いまに息づく呪符・形代の習俗

文書木簡はいつ廃棄されるか

史料紹介

近世の呪符木簡の一例

史料紹介

叢報

山里純一
 萩野義雄
 今泉隆雄
 今津勝紀
 鈴木景一

価格 五五〇〇円 送料六〇〇円

会告

電子メールのアドレスについて

本会では、このたび左記の通り電子メールのアドレスを登録いたしました。本会事務局への連絡、木簡出土情報の提供などにご利用下さい。

mokkan@nabunken.go.jp

「千葉県の歴史 資料編 古代」の刊行

これは一九九一年から始まつた千葉県史編纂事業の最初の成果として刊行された、資料編二巻、別編一巻、自然誌一巻のうちの一巻である。房総三国に関わる文献史料を神話・伝承の分野から治承三年（一一七九）まで編年で収めるほか、木簡、正倉院調庸紙施布墨書銘文、楊守敬本『符門記』（写真鹿）などを収載する。そのほか、別冊として「出土文字資料集成」があり、墨書土器や文字瓦などの出土文字資料を集成していることが特筆される。他県に例を見ないほど大量に出土している墨書土器を一覧できるようになつたことは大きな成果であろう。なお、市原市の市原条里制遺跡出土木簡（本誌二三号所取）は別冊ではなく本文に収録されている点を付言しておきたい。

助千葉県史料研究財團編集、千葉県發行、一九九六年三月刊
A4判、本文六二頁、図版九八頁、別冊四〇〇頁
額価五四〇〇円、送料四六〇円

問い合わせ

千葉県史頒布会 TEL ○四三一三二七一七五五一

木簡研究 第一七号

卷四百

佐藤宗詳

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 左京三条一坊十二坪 平城京跡 左京

七条一坊十六坪 東大寺 奈良女子大学構内道路 高安城間連道路 藤原

宮跡 藤原京跡左京七条一坊東南坪 藤原京跡左京十二条三坊

(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡左京四条一坊一町 平安京跡左京

八条三坊十四町 平安京跡右京八条二坊二町 慶照寺境内 寺坊山遺跡群

大坂城跡 桃狭道跡 見藏岡遺跡 有原原・田中遺跡 梶子北遠跡 曲金

北遺跡 伊勢遺跡 鶴余町駅北口遺跡 宮町遺跡 前橋城遺跡 萬田目塚

里塚跡 矢玉遺跡 山王遺跡 大坪遺跡 中尊寺境内金剛院 花立日遺跡

志羅山遺跡 福井城跡 大友西遺跡 石名田木舟遺跡(1) 石名田木舟遺跡

(2) 北高木遺跡 水橋荒町遺跡 山木戸遺跡 上都遺跡 陰田小豆田遺跡

米子城跡七遺跡 三田谷工遺跡 吉川元春館跡 田村遺跡群 鶴川城跡

中園遺跡群区

一九七七年以前出土の木簡(一七)

平城京跡左京二条一坊六坪

刻簡推復探—漢簡形態論のために—

楓山 明

新潟特別研究集会の記録

国史跡指定答申なった八幡林官衙遺跡・小林昌一、八幡林遺跡の時代的変遷・田中 熹、古代越後平野の環境・交通・官衙・坂井秀英、封城木簡考

・佐藤 信、八幡林遺跡木簡と地方官衙論・平川 南、討論のまとめ
書評 鬼頭清明著「古代木簡の基礎的研究」

叢報 領価 五五〇円 送料六〇円 今津勝紀

木簡研究第一五号

卷頭言

早川 庄八

一九九二年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京三条三坊三坪 平城京右京三条二坊三坪 藤原宮跡 藤原京右京五条西坊 丹切遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 中海道遺跡 勝龍寺遺跡 平安京跡・旧二条城跡 烏羽羅宮跡 大坂城跡 大坂城下町跡 高達東遺跡 平野環濠都市遺跡 桥附遺跡 猪狹遺跡(内田地区) 鴨田遺跡 六大B遺跡 安養寺跡 宮の西遺跡 赤堀城跡 稲子遺跡 城之内遺跡 二本柳遺跡 二之宮宮東遺跡 安養寺森西遺跡 世良田源助下遺跡 小茶臼遺跡 番匠地遺跡 瑞嚴寺境内遺跡 八幡林遺跡 綾ノ前遺跡 馬場大神殿遺跡 乾道跡 宮永ほじ川遺跡 北高木遺跡 山崎遺跡 中島田遺跡 久米庄田森元遺跡 親世音寺跡(南門跡) 駒道遺跡 城原三本谷南遺跡 妻北小学校敷地内遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一五)

一 乘谷朝倉氏遺跡(第九次) 長岡宮跡(宮第三一・三三・三次)
草戸子軒町遺跡(第五・六・八次)

国・都の行政と木簡

—「國府跡」出土木簡の検討を中心として
京都府相楽郡木津町鹿背山郷の依上札

加藤 友康
田中淳一郎

叢書

価格 四五〇〇円 運賃六〇〇円

木簡学会会則

- 第一条 本会は木簡学会と称する。
- 第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第三条 本会は木簡に関する情報の蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため、つきの事業を行う。
- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
 - 2 研究集会の開催
 - 3 会誌「木簡研究」その他の刊行
 - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第五条 本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。
- 1 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。
 - 2 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。
 - 3 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ

の他前条の事業に参加することができる。

- 第五条 会員に本会の目的の達成をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

- 第六条 本会は次の役員をおく。
- 1 会長一名
 - 2 副会長二名
 - 3 委員若干名
 - 4 監事二名

- 第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。
ただし再任はさまたげない。

- 二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
- 三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。

- 第八条 監事は会計および会務の執行を監査する。

- 第九条 本会は毎年一回総会を開く。
いて会計報告を行うものとする。

- 第十一条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

- 第十二条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定 一九九五年十一月一日改定)

集 報

つた。会誌代については、委員会で五五〇〇円としたことが報告された。

会計・監査報告（綾村宏委員・笹山晴生監事）

綾村委員から一九九四年度の会計決算報告が行なわれ、笹山監事から会計が適正に運営されている旨報告があつた。その後、綾村委員から一九九六年度予算案の説明がなされた。

以上の案件につき、異議なく承認された。

会則改正提案（館野和己委員）

個人会員に加えて、団体会員制を導入したい旨提案があつた。それに伴い、会則第五条第一項・第二項の改正案が示された（本誌一九六頁掲載会則及び三〇頁掲載会告参照）。本改正案についても、異議なく了承された。

研究集会（司会 荣原永造氏）

ノヴゴロドの白樺文書

飛鳥京跡第一三次調査出土木簡

B・J・ヤニン氏
鶴見泰寿氏
和田恭氏

会務報告（館野和己委員）

会員数（新入会員一九名、退会者三名、現在三〇二名、一九九六年度新入会承認七名）、幹事の交替などについて報告があつた。

編集報告（榮原永造男委員）

「木簡研究」一七号の編集過程が報告され、本号から活版印刷をやめ、因版以外は全面的にオフセット印刷に踏み切った旨報告があ

鶴見報告は、前記遺跡の検出遺構及び木簡の出土状況、和田報告

は木簡の内容に関するものであった。

研究集会終了後、同会場で懇親会が行なわれた。

◇一二月三日（日）（午前九時～午後三時三〇分）

研究集会（司会 錦田元一氏）

一九九五年全国出土木簡概要

長野県屋代遺跡群と出土木簡

古尾谷知浩氏

寺内謙夫氏

福島正樹氏

水沢教子氏

古尾谷知浩報告は、一九九五年に木簡が出土した全国六四遺跡の概要

と木簡の内容について説明したものであるが、その多くは本号に掲載できた。

寺内報告は屋代遺跡群の概要、福島報告は木簡の内容とその特徴、

水沢報告は木簡の形状や製作技法について行なわれた。

昼休みに、平城宮第二次朝堂院東第六堂の発掘現場を見学し、午後は両日の報告に関する討論が行なわれ、町田章調会長の挨拶で閉会した。

委員会報告

◇一九九五年一二月一日（土）於奈良国立文化財研究所

総会に先立って、会務報告、会誌一七号の編集報告と頒布、一九

九六年度予算案、第一七回総会・研究集会の運営などについて検討

が行なわれた。

◇一九九六年六月七日（金）於奈良国立文化財研究所

幹事の委嘱（山下信一郎氏）、一九九五年度決算報告及び監査報告、会誌一八号の編集計画について報告がなされ、編集担当には錦田元一委員と古尾谷知浩幹事があたることとした。これらの案件はそれぞれ承認された。新入会申込み状況について報告があり、第一回総会・研究集会について、日程・報告内容が検討された。また会員名簿を作成することが了承された。その他、特別研究集会、創立二〇周年事業について意見が交換された。

◇一九九六年一〇月一八日（金）於奈良国立文化財研究所

幹事の委嘱（西村さとみ氏、吉川敏子氏）、会誌一八号の編集経過報告があり、第一八回総会・研究集会の日程・内容が検討され、それぞれ了承された。委員の改選、委員会体制の強化について議論され、次回委員会で検討することになった。前回報告があつた九名・二団体について入会が承認されたが、出席委員が少ないので次回委員会で再確認することになった。封緘木簡に新型式番号を採用することになった（凡例参照）。その他会員名簿、特別研究集会、創立二〇周年記念事業などについて話し合われた。

（鶴見謙周）

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 18 1996

Contents

Foreword	NAGATA Hidemasa.....	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1995	1	

Outline

Explanatory Notes

Nara Palace Site, Nara Prefecture; Site on 15th Block of 1st Ward, on 3rd Street, the Eastern Sector, Nara Capital, Nara Prefecture; Nara Capital Site, Nara Prefecture; Site in Kofukuji Temple, Nara Prefecture; Garden of Daijo-in Temple, Nara Prefecture; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture; Fujiwara Capital Site, Nara Prefecture; Site in Asuka Capital, Nara Prefecture; Nagaoka Palace Site, Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (1), Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (2), Kyoto Prefecture; Site of Uchinosakadono, Kanaedokoro and Jijudokoro in Heian Palace Site, Kyoto Prefecture; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture; Osaka Castle Town Site, Osaka Prefecture; Morinomiya Site, Osaka Prefecture; Nagahara Site, Osaka Prefecture; Site in Shitennoji Temple, Osaka Prefecture; Nagasone Site, Osaka Prefecture; Irusagawa Site, Hyogo Prefecture; Miyauchi-Horiwaki Site, Hyogo Prefecture; Nyogamori Site, Hyogo Prefecture; Kasumi-Enoda Site, Hyogo Prefecture; Site in Kobe University Hospital, Hyogo Prefecture; Oke-Ikeda Site, Aichi Prefecture; Sumpu Castle Site (3rd Fort), Shizuoka Prefecture; Sumpu Castle Site, Shizuoka Prefecture; Goshonouchi Site, Shizuoka Prefecture; Nirayama Furnace Site, Shizuoka Prefecture; Daishi Higashitambo Site, Yamanashi Prefecture; Site Related in Kofu Castle, Yamanashi Prefecture; Imura-B Site, Kanagawa

Prefecture; Site of the House of Hojo Komachi, Kanagawa Prefecture; Miyamachi Site, Shiga Prefecture; Minamishiga Site, Shiga Prefecture; Nishigawara Morinouchi Site, Shiga Prefecture; Yashiro Sites, Nagano Prefecture; Osanda Site, Fukushima Prefecture; Sanno Site, Miyagi Prefecture; Ichikawabashi Site, Miyagi Prefecture; Dainichiminami Site, Miyagi Prefecture; Shirayama Site, Iwate Prefecture; Nishitaramaru Site, Fukui Prefecture; Isobekanda Site, Ishikawa Prefecture; Yokoenosho Site, Ishikawa Prefecture; Kamo Site, Ishikawa Prefecture; Toyota-Otsuka Site, Toyama Prefecture; Miyamachi Site, Toyama Prefecture; Gosha Site, Toyama Prefecture; Teramachi Site, Niigata Prefecture; Sado Gold Mine Site, Niigata Prefecture; Katsurami Site, Tottori Prefecture; Iwayoshi Site, Tottori Prefecture; Yonago Castle No. 8 Site, Tottori Prefecture; Yamasaki No. 1 Site, Hiroshima Prefecture; Naganobori Copper Mine Site, Yamaguchi Prefecture; Kokura Castle Site, Fukuoka Prefecture; Dazaifu Jobo Site, Fukuoka Prefecture; Gofukumachi Site, Fukuoka Prefecture; Matsuzaki Site, Fukuoka Prefecture; Shimabayashi Site, Oita Prefecture; Shomyoji Site, Miyazaki Prefecture;	
Wooden writing Tablets Recovered Before 1977 (18)	194
Shioda Castle Site, Nagano Prefecture	
The Birch-Bark Documents of Novgorod	V. L. Yanin..... 197
Three Studies on Wooden Tablets from Prince Nagaya's Mansion	MORI Kimiyuki..... 227
Sangi (Sticks for Calculation) and Practical Officials in Ancient Japan	SUZUKI Keiji..... 247
Book Review	
OKIMORI Takuya·SATO Makoto "Corpus of the Ancient Wooden Writing Tablets"	OSUMI Kiyoharu..... 265
Bulletin	

Published by
**JAPANESE SOCIETY
 FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS**

木簡研究 第一八号

一九九六年十一月二十日 印刷

一九九六年十一月二十五日 発行

奈良市二条町二丁目九番一号
奈良国立文化財研究所

〒630

編集発行

木 簡 学 宏 氣 付
印 刷 会 長 舟 野 宏 久
編 著 会 会 員

TEL (073) 三四一三九三一
振替口座 0100-161157

京都市下京区油小路仏光寺上ル

TEL (075) 351-16034

ISSN 0912-2060

